

UR賃貸住宅状況確認等業務(東日本地区)

揭示文兼入札説明書

UR都市機構では、UR賃貸住宅状況確認等業務(東日本地区)を受託する事業者を本説明書に従って募集します。

受託を希望する場合は、競争参加資格、業務の内容及び申請方法等について、本説明書等で十分確認の上、必要な手続きを行ってください。

令和8年7月

独立行政法人都市再生機構

東日本賃貸住宅本部

揭示文兼入札説明書

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部のUR賃貸住宅状況確認等業務(東日本地区)に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この揭示文兼入札説明書によるものとします。

1 入札公告の揭示日

令和8年7月23日

2 発注者

独立行政法人都市再生機構東日本住宅本部 本部長 井添 清治
東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

3 業務概要(詳細は別冊(別添1)仕様書による。)

(1) 業務名

UR賃貸住宅状況確認等業務(東日本地区)

(2) 業務実施期間及び業務実施場所

業務実施期間: 令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

業務実施場所: 東日本地区に存するUR賃貸住宅(一部を除く。)

(3) 業務実施内容

東日本地区に存するUR賃貸住宅の住戸において別冊(別添1)仕様書に定めるところにより状況確認等を行う。

(4) 想定業務量

(2)の業務実施期間中における日曜日、祝日及び年末年始(12/29～翌年1/3まで)の午前11時00分から午後5時30分まで(想定72日間程度。一日当たり6時間30分。)待機し、委託者等からの指示があった場合は、指示された住戸へ出動できる体制を備えるものとする。

4 業務実施体制

委託業務の実施体制については、次に定める事項を除き、受託者の任意とします。

(1) 受託者は、業務責任者を定めるものとします。

(2) 受託者は、警備業法(昭和47年法律第117号)上で定める警備員指導教育責任者を定めるものとします。なお、警備員指導教育責任者は業務責任者を兼ねることができます。

(3) 受託者は、業務従事者として、警備業法上で定める警備員指導教育責任者の資格を有している者又は警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有した実務経験3年以上の者を配置するものとします。

(4) 警備員指導教育責任者は、業務を指揮・監督し、当該業務の統括管理を実施するものとします。また、適時、業務従事者の当該業務遂行に必要な知識・技術・資質等のレベルアップに関する教育を行うものとします。

5 競争参加資格

(1) 当機構東日本地区における令和7・8年度物品購入等に係る競争参加資格を有する者で、業種区分「役務提供」の認定を受けていること。

なお、競争参加資格の認定を受けていない者は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格申告書(以下「資料」という。)提出期限までに認定の申請を行い、開札日までに認定を受ける必要があります。

※「全省庁統一資格」は当機構の競争参加資格とは何ら関係ないため注意されたい。

- (2) 警備業法で定める都道府県公安委員会の認定を受けている者であること。

なお、同法で定める営業所の届出をしていない者は、業務開始までに施設警備業務(1号業務)及び身辺警備業務(4号業務)について、別冊(別添1)仕様書別紙に記載されるUR賃貸住宅が存する全ての都道府県公安委員会への届出を済ませておくこと。

- (3) 申請者は、申請時点において、当該企業と雇用関係がある業務責任者を定めること。

- (4) 申請者は、申請時点において、警備業法上で定める警備員指導教育責任者を定めること。

なお、警備員指導教育責任者は業務責任者を兼ねることができる。

- (5) 申請者は、申請時点において、警備業法上で定める警備員指導教育責任者の資格を有している者又は警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有した実務経験3年以上の者を予定配置業務従事者として定めること。

- (6) 次の欠格要件のいずれにも該当しない者であること。

- ① 「独立行政法人都市再生機構会計実施細則」(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条に該当する者

<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000h1-att/lrmhph00000000hz.pdf>

- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(一般競争参加資格の再認定を受けた者を除く。)

- ③ 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている者

- ④ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdf>

- (7) 法人その他の団体又はそれらのグループ(共同企業体)であること(個人での申請は不可とする)。

6 落札者の決定方法

- (1) 当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とします。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引いていただき落札者を決定します。なお、当該入札参加者の開札への立会がない場合は、機構が指定する者にくじを引かせるものとします。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがあります。

上記ただし書に該当する入札を行った者は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについての調査にご協力いただきます。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が次に定める算定方法により得た額(「調査基準価格」という。)を下回る場合は、低入札価格調査を実施いたします。

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった直接人件費の額、直接物品費の額、業務管理費の額の30%及び一般管理費等の額の30%をそれぞれ乗じて得た額との合計額をいう。

なお、低入札価格調査の内容については以下のとおりです。

- ・その価格により入札した理由(必要に応じ入札価格の内訳書を徴する。)
- ・当該契約の履行体制

- ・当該契約期間中における他の契約の状況
- ・過去に受注、履行した契約の名称及び発注者
- ・経営内容
- ・その他必要な事項

- (3) 低入札価格調査に係る資料の提出、機構に対する説明に応じない場合又は不十分な場合には、「契約の内容に適合しない履行がなされないおそれがある」ものとして落札者としなない場合があります。

7 担当支社等(窓口)

- (1) 申請書及び資料について

〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー16階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 ストック活用・再生室 ストック活用課

電話03-5323-3706

※土曜日・日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）。

- (2) 5(1)令和7・8年度物品購入等に係る競争参加資格について

〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 総務部経理課

電話03-5323-5705

※土曜日・日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）。

8 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。

5(1)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができます。この場合において、5(2)から(7)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて5(1)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認します。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて5(1)に掲げる事項を満たしていなければなりません。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

- ① 提出期間

令和8年7月23日(木)から令和8年8月19日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）。

- ② 提出場所

上記7(1)に同じ

- ③ 提出方法

申請書及び資料の提出は、提出場所へ持参又は①で定める期間中に②の提出場所に必着での書留郵便による郵送することにより行うものとします。

- (2) 申請書及び資料は、別冊（別添2）のとおり作成してください。

様式はすべて日本工業規格A4縦長(添付する資料はA4横長も可とする。)とし、枚数が不足する場合は頁を追加することとします。

- (3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年8月26日(水)に通知します。

- (4) その他

- ① 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ② 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しません。
- ④ 提出された申請書及び資料は、入札参加者の選定以外に申請者に無断で使用しません。
- ⑤ 提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は、原則として認めません。
- ⑥ 受託者に決定された後、情報公開請求があった場合には、申請書及び資料を公開することがあります。
- ⑦ 申請書及び資料は正本1部・副本1部を提出してください。

9 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができます。
 - ① 提出期限
令和8年9月1日(火)午後5時
 - ② 提出場所
上記7(2)に同じ
 - ③ 提出方法
提出場所へ持参又は①で定める期間中に②の提出場所に必着での書留郵便による郵送することにより行うものとします。
- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、令和8年9月7日(月)までに説明を求めた者に対し書面により回答します。
ただし、一時期に申立件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがあります。
- (3) 契約担当役は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下します。
- (4) 契約担当役は、(2)の回答を行ったときには、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表します。

10 掲示文兼入札説明書に対する質問

- (1) この掲示文兼入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出してください。
 - ① 提出期限
令和8年8月27日(木)午後5時
 - ② 提出場所
上記7(1)に同じ
 - ③ 提出方法
提出場所へ持参又は①で定める期間中に②の提出場所に必着での書留郵便による郵送とします。
電送によるものは受け付けません。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。
 - ① 期間
令和8年9月1日(火)から令和8年9月10日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
 - ② 場所
〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー16階

11 入札書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和8年9月10日(木)午後5時

(2) 提出場所

上記7(2)に同じ

(3) 提出方法

提出場所へ持参又は(1)で定める期間中に(2)の提出場所に必着での書留郵便による郵送とします。
電送によるものは受け付けません。

※持参の際は事前に電話にて来所日時を連絡すること。

12 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年9月11日(金)午後10時30分

(2) 場所

〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部入札室

13 入札方法等

(1) 入札書は、入札書の提出期限までに持参又は同日同時刻必着での書留郵便による郵送とします。電送によるものは受け付けません。

(2) 入札書には、業務実施期間総額の金額を記載してください。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 落札者がないときは、日程を改めて再度の入札を行うものとします。

(4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とします。

14 入札保証金及び契約保証金

免除

15 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行います。

なお、入札参加者が開札に立ち会わない場合でも、当該入札参加者の入札は有効として取り扱いますが、再度の入札を行うこととなった場合には、当機構からの連絡に対して、再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすること。

16 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊(別添3)入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。

なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて5に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当するものとします。

17 落札者の決定方法

上記6によるものとします。

18 手続における交渉の有無

無

19 契約書作成の要否等

別冊（別添4）業務委託契約書案により、契約書を作成するものとします。併せて、別冊（別添5）個人情報等の保護に関する特約条項を締結することとします。

20 支払条件

委託費用については、月払いとします。

受託者は、実施月分の委託費用について、本業務の完了日以降その支払請求書を委託者に提出するものとし、委託者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受託者に支払うものとします。

21 関連情報を入手するための照会窓口

7（1）に同じ。

22 費用負担の考え方

業務を実施するために必要な物品及び消耗品等については、原則として全て受託者の負担にて用意するものとします。

23 グループ(共同企業体)で申請する場合の手続き

グループによる申請を行おうとする場合は、次の手順により行ってください。

なお、同一の地区において、同時に複数のグループの構成員となることはできません。

(1) グループの結成

① 5(1)及び(7)に掲げる条件を満たしている者により構成されるグループであって、「競争参加者の資格に関する掲示」(令和8年7月21日付東日本賃貸住宅本部長)に示すところにより東日本賃貸住宅本部長から本業務に係る共同企業体として競争参加資格の認定を受けているものとします。

② グループは、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないものとします。

③ グループにより参加しようとする法人その他の団体(以下「法人等」といいます。)は、予め、別冊(別添6)により共同企業体協定書を締結するものとします。詳細は、別冊(別添7)競争参加者の資格に関する掲示(共同企業体向け)を確認してください。

(2) 参加資格審査の申請

グループの代表となる法人等は、別冊(別添7別紙様式)競争参加資格審査申請書を、(1)③の共同企業体協定書の写しを添付して、機構へ提出するものとします。

24 公正な入札の確保

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

25 その他

- (1) 入札参加者は、別冊（別添3）入札心得書を熟読し、入札心得を遵守してください。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書及び資料を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- (3) 落札者は、申請書及び資料に記載した業務責任者及び警備員指導教育責任者を当該業務に従事させてください。
- (4) 書類を提出後に辞退する場合は、所定の書式による辞退届を提出するものとします。
- (5) 業務の全部又は一部を他者へ委託又は請負わせることはできません。ただし、事前に書面により申請し、機構の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (6) 受託者は、業務の実施に当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏洩または自己の利益のために使用してはならないこととします。また、契約履行期間が終了した後も同様とします。
- (7) 契約の終了時においては、当機構が指定する新たな受託者への業務引継ぎを実施するものとします。当該業務引継等に要する費用については、受注者が負担することとします。
- (8) 当機構に関する情報については、当機構ホームページ(<http://www.ur-net.go.jp/>)及び国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/>)等にてご確認ください。
- (9) 本説明書及びその他の本入札関係資料に記載した事項に変更等があった場合においては、当機構ホームページに掲載しますので、ご確認ください。
- (10) 業務実施場所のUR賃貸住宅は、一部又は全部の用途廃止、所有者への返還、新規建設などにより、増減する場合があります。業務対象団地が減少した場合の業務委託費の変更（減）は、URの積算方法を前提とし、協議の上で決定します。
- (11) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ロ 当機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨
- ③ 当機構に提供していただく情報
 - イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
 - ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ④ 公表日
 - 契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

仕 様 書

1 業務名

UR賃貸住宅状況確認等業務（東日本地区）

2 業務実施期間

令和8年10月1日から令和9年9月30日までの日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

3 業務実施場所

東日本地区に存するUR賃貸住宅（一部を除く。別紙のとおり。）

4 業務実施内容

受託者は以下に定めるところにより状況確認等を実施する。

なお、「委託者の業務受託者」とは、委託者からUR賃貸住宅の管理業務を受託している者をいう。

- (1) 受託者は、委託業務を実施するため、日・祝・年末年始(12月29日から翌年1月3日までの)の午前11時00分から午後5時30分まで待機体制を取るものとし、業務従事者の交代にあっては、引継ぎを確実に行うものとする。
- (2) 受託者は常に、委託者又は委託者の業務受託者からの指示に備えるとともに、委託者又は委託者の業務受託者から指示があったときは、指示された住戸の前で呼出し又は呼びかけ(※)を行い、次の①から③までのいずれかの対応を行う。

※インターホン、チャイム又はブザーを鳴らすこと及び玄関ドアを叩くこと

① 居住者から応答がある場合

委託者又は委託者の業務受託者へ正確かつ迅速にその旨を連絡する。

② 居住者から救急若しくは救助の要請があった場合又は明らかに異常が認められる場合、消防への救急又は救助の要請(119番通報)等を行い、委託者又は委託者の業務受託者へ正確かつ迅速にその旨を連絡する。

③ 居住者から応答がない場合

委託者又は委託者の業務受託者へ正確かつ迅速に状況を報告し、委託者又は委託者の業務受託者の指示に従って行動する。

- (3) (1)に規定する時間内に委託者又は委託者の業務受託者から指示があったものについては、当日中に(2)に定める業務を完了させるものとする。

- (4) 業務遂行に当たっては、委託者又は委託者の業務受託者と綿密に連携して行う。

5 業務実施体制等

- (1) 受託者は、業務責任者を定めるものとする。
- (2) 受託者は、警備業法上で定める警備員指導教育責任者を定めるものとする。なお、警備

員指導教育責任者は業務責任者を兼ねることができる。

- (3) 警備業法上で定める警備員指導教育責任者の資格を有している者又は、警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有した実務経験 3 年以上の者であること。
- (4) 警備員指導教育責任者は、業務従事者を指揮・監督し、状況確認等業務の統括管理を実施する。また、適時、業務従事者の当該業務遂行に必要な知識・技術・資質等のレベルアップに関する教育を行う。
- (5) 受託者は業務従事者の勤務時間及び勤務時間割の策定に当たって、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)その他労働関係法規を遵守する。
- (6) 業務従事者の勤務交代時に当たっては、様式 1「状況確認チェックシート」及び業務実施上注意を要する事項等について引継ぎを行うものとする。

6 業務遂行上の留意点等

- (1) 受託者は、団地の特性、住棟配置等に精通して迅速かつ適切に業務を遂行する。なお、居住者等への対応は、親切、丁寧を旨としなければならない。
- (2) 受託者は、迅速かつ適切に業務を遂行できない者を配置してはならない。
- (3) 受託者は、団地に出動する際は常に受託者が都道府県公安委員会に届出た受託者指定の制服を着用し、名札(身分証明書)を常に携帯し、求めに応じて提示できるようにしておかなければならない。

7 業務の引継ぎ

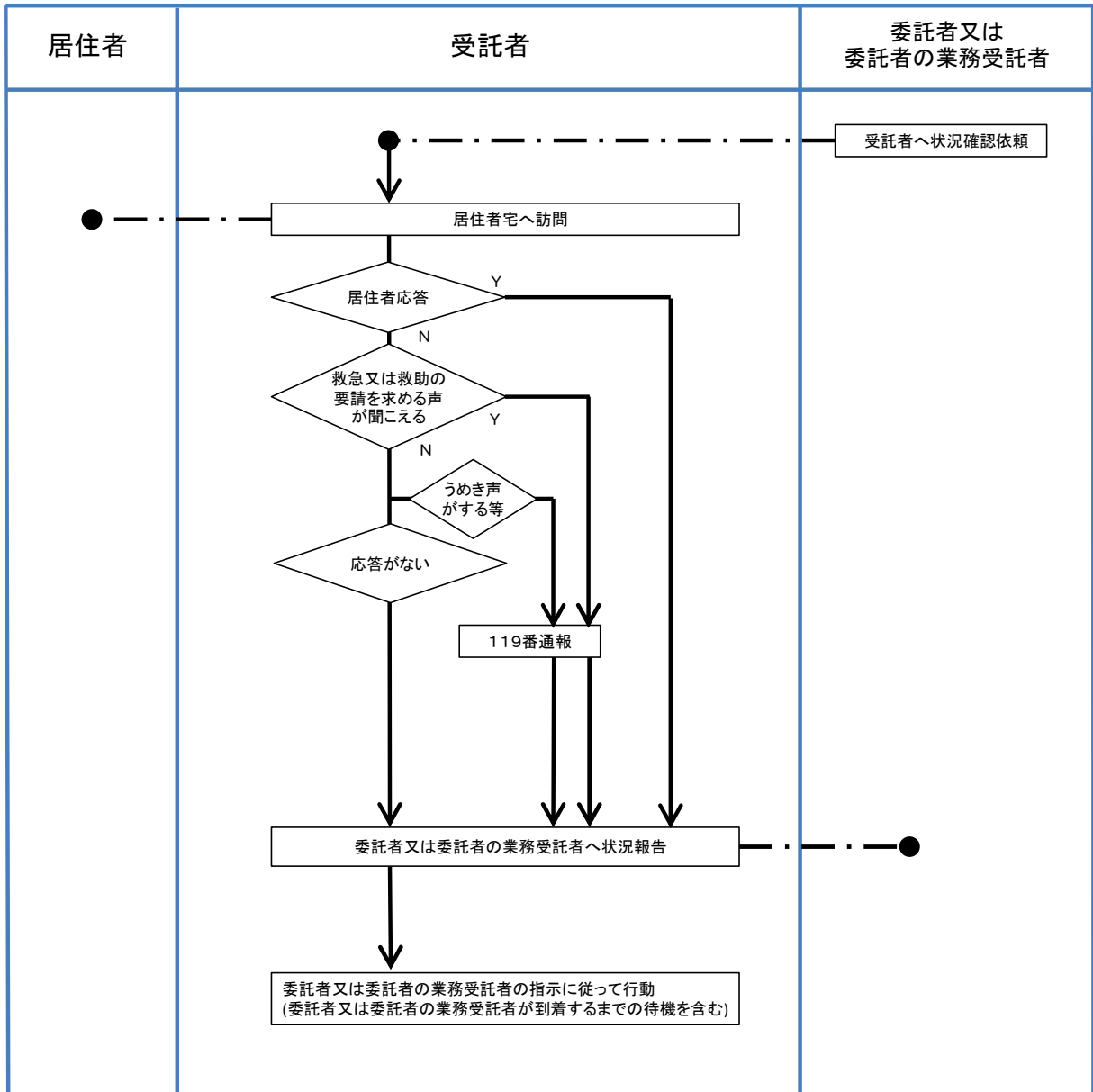
本契約が終了するときは、委託者の指定する者へ引継ぎを行うこと。

8 その他

委託者及び受託者は、本仕様書に疑義を生じた事項については、双方で協議するものとする。

以 上

○業務実施内容フロー図



業務実施場所

東日本賃貸住宅本部

団地番号	団地名	都道府県	所在地	管轄住まいセンター	管理戸数	住棟数
20042	野方	東京都	中野区野方五丁目7	東京南	92	5
20121	南青山三丁目	東京都	港区南青山三丁目8-40	東京南	70	1
20166	亀戸二丁目	東京都	江東区亀戸二丁目6	東京東	806	5
20178	大島四丁目	東京都	江東区大島四丁目1	東京東	2,514	7
20183	大井六丁目	東京都	品川区大井六丁目9-32	東京南	75	1
20186	晴海四丁目	東京都	中央区晴海四丁目1-1	東京南	90	1
20192	大島六丁目	東京都	江東区大島六丁目1	東京東	2,892	7
20196	南六郷二丁目	東京都	大田区南六郷二丁目35	東京南	1,118	3
20200	木場二丁目	東京都	江東区木場二丁目1-3	東京東	203	1
20203	大森中二丁目	東京都	大田区大森中二丁目2-1	東京南	142	1
20205	毛利二丁目第二	東京都	江東区毛利二丁目7-5	東京東	134	1
20217	月島一丁目	東京都	中央区月島一丁目27-9	東京南	120	1
20234	希望ヶ丘	東京都	世田谷区船橋六丁目外	東京南	1,825	10
20240	上馬二丁目	東京都	世田谷区上馬二丁目26-20	東京南	180	1
20250	大島七丁目	東京都	江東区大島七丁目28-1	東京東	520	1
20254	小島町二丁目	東京都	江戸川区西葛西五丁目8外	東京東	1,526	7
20255	立花一丁目	東京都	墨田区立花一丁目26-2外	東京東	1,589	5
20266	福住一丁目	東京都	江東区福住一丁目8-8	東京東	70	1
20277	下篠崎町	東京都	江戸川区下篠崎町18	東京東	143	3
20282	北砂五丁目	東京都	江東区北砂五丁目20	東京東	2,809	10
20291	南六郷一丁目	東京都	大田区南六郷一丁目29外	東京南	300	3
20294	北砂七丁目	東京都	江東区北砂七丁目7-1	東京東	713	1
20306	八広五丁目	東京都	墨田区八広五丁目7	東京東	144	2
20309	船堀一丁目	東京都	江戸川区船堀一丁目1	東京東	631	2
20311	蒲田本町一丁目	東京都	大田区蒲田本町一丁目1	東京南	624	4
20320	豊洲四丁目	東京都	江東区豊洲四丁目10	東京東	827	5
20322	笹塚駅前	東京都	渋谷区笹塚一丁目48-19	東京南	168	1
20325	東陽パークサイドハイツ	東京都	江東区東陽六丁目5-13	東京東	86	1
20333	蒲田駅前ハイツ	東京都	大田区蒲田五丁目13-26	東京南	90	1
20345	木場公園三好住宅	東京都	江東区三好三丁目1	東京東	81	2
20346	東大島駅前ハイツ	東京都	江東区大島七丁目39	東京東	317	2
20348	葛西クリーンタウン清新ブラザ	東京都	江戸川区清新町一丁目3	東京東	325	2
20355	品川八潮パークタウン潮路北第二ハイツ	東京都	品川区八潮五丁目3	東京南	450	8
20357	木場公園平野住宅	東京都	江東区平野二丁目8-18	東京東	39	1
20362	葛西クリーンタウン清新南ハイツ	東京都	江戸川区清新町一丁目1	東京東	1,218	20
20364	品川八潮パークタウン潮路南第一ハイツ	東京都	品川区八潮五丁目6	東京南	530	3
20380	エステート松江	東京都	江戸川区松江七丁目26-1外	東京東	117	2
20381	品川八潮パークタウン潮路中央ハイツ	東京都	品川区八潮五丁目5	東京南	312	2
20382	神田小川町ハイツ	東京都	千代田区神田小川町一丁目7	東京南	23	1
20386	木場三丁目パークハイツ	東京都	江東区木場三丁目6	東京東	219	3
20389	大森南二丁目ハイツ	東京都	大田区大森南二丁目1	東京南	168	3
20395	木場公園平野三丁目ハイツ	東京都	江東区平野三丁目3-9	東京東	70	1
20396	船堀六丁目パークハイツ	東京都	江戸川区船堀六丁目5	東京東	328	6
20400	哲学堂公園ハイツ	東京都	新宿区西落合2-20	東京南	163	2
20402	エステート北新宿	東京都	新宿区北新宿三丁目27-3	東京南	62	1
20404	曳舟駅前ブラザ	東京都	墨田区京島一丁目38-1	東京東	303	1
20415	コラム南青山	東京都	港区南青山七丁目1-5	東京南	54	1
20426	トリニティー芝浦	東京都	港区芝浦四丁目13-3	東京南	222	1
20431	アンサンブル大井	東京都	品川区大井一丁目21-2	東京南	14	1
20442	セーラ小松川	東京都	江戸川区小松川一丁目5	東京東	837	4
20443	パティオ新蒲田三丁目	東京都	大田区新蒲田三丁目7-6	東京南	48	1
20444	リバーピア吾妻橋ライフタワー	東京都	墨田区吾妻橋1-23-30	東京東	448	1
20456	エステート千歳希望ヶ丘	東京都	世田谷区船橋七丁目8-4	東京南	20	1
20460	成城通りパークウエスト	東京都	世田谷区上祖師谷四丁目2	東京南	390	3
20464	エステート池上	東京都	大田区池上八丁目5-8	東京南	35	1
20492	デュプレ芝浦	東京都	港区芝浦四丁目7-5	東京南	132	1
20500	経堂赤堤通り	東京都	世田谷区桜上水一丁目1	東京南	351	8
20517	シティハイツ烏山	東京都	世田谷区北烏山九丁目21-10	東京南	122	1
20518	恵比寿ビュータワー	東京都	目黒区三田一丁目4-4	東京南	520	1
20522	世田谷通りシティハイツ若林	東京都	世田谷区若林三丁目10-1	東京南	83	1
20534	シャレール糀谷	東京都	大田区西糀谷3-23-8	東京南	69	1
20537	天王洲ビュータワー	東京都	品川区東品川二丁目5-6	東京南	403	1
20544	フレール西経堂	東京都	世田谷区船橋五丁目17	東京南	717	21
20546	シーリアお台場三番街	東京都	港区台場一丁目3	東京南	383	2
20548	シャレール新蒲田	東京都	大田区新蒲田二丁目12-18	東京南	95	1
20551	シーリアお台場五番街	東京都	港区台場一丁目5	東京南	114	2
20554	アミティ大森東	東京都	大田区大森東一丁目24外	東京南	53	4
20559	スクエア世田谷桜丘	東京都	世田谷区桜丘一丁目2-20	東京南	151	1
20563	晴海アイランドトリトンスクエアビューブラザ	東京都	中央区晴海一丁目6	東京南	225	2
20569	晴海アイランドトリトンスクエアガーデンブラザ	東京都	中央区晴海一丁目7-2	東京南	290	1
20578	シティコート世田谷給田	東京都	世田谷区給田五丁目8-5	東京南	352	5
20582	ヴェッセル木場南	東京都	江東区塩浜二丁目18	東京東	544	7
20583	アミティ南六郷	東京都	大田区南六郷三丁目18-1	東京南	126	1
20587	アーバンライフ月島駅前イースト	東京都	中央区月島二丁目1-1	東京南	138	1

団地番号	団地名	都道府県	所在地	管轄住まいセンター	管理戸数	住棟数
20590	シティコート大島	東京都	江東区大島六丁目14	東京東	436	4
20596	アーバンライフ亀戸	東京都	江東区亀戸2-1	東京東	258	2
20634	シーリアお台場一番街	東京都	港区台場一丁目1-1	東京南	369	1
20639	オーバルコート大崎ビュープラザ	東京都	品川区東五反田二丁目16-2	東京南	104	1
20641	晴海アイランドトリトンスクエアアーバンタワー	東京都	中央区晴海一丁目8-5	東京南	314	1
20643	コラム神泉	東京都	渋谷区神泉町1-22	東京南	98	1
20645	潮見駅前プラザ一番街	東京都	江東区潮見二丁目6-1	東京東	145	1
20646	潮見駅前プラザ二番街	東京都	江東区潮見二丁目7-1	東京東	295	1
20647	アクティ三軒茶屋	東京都	世田谷区野沢一丁目35	東京南	523	7
20648	中目黒ゲートタウンハイツ	東京都	目黒区上目黒二丁目1-2	東京南	64	1
20653	ムーンアイランドタワー	東京都	中央区月島二丁目10-1	東京南	350	1
20655	シティコート上馬	東京都	世田谷区上馬一丁目1-2	東京南	38	1
20657	シティコート二子玉川	東京都	世田谷区玉川四丁目13	東京南	253	8
20661	ラ・ヴェール東陽町	東京都	江東区塩浜二丁目24-10	東京東	230	1
20665	ジェイタワー西大井	東京都	品川区西大井一丁目1-2	東京南	193	1
20666	東雲キャナルコートCODAN	東京都	江東区東雲一丁目9	東京東	1,712	11
20667	品川シーサイドビュータワー	東京都	品川区東品川四丁目12-9外	東京南	805	2
20671	芦花公園	東京都	世田谷区南烏山二丁目30	東京南	511	8
20675	アクティ汐留	東京都	港区海岸一丁目1-1	東京南	683	1
20676	シャレール成城	東京都	世田谷区祖師谷三丁目8-3	東京南	16	1
20678	ラ・ヴェール明石町	東京都	中央区明石町1-7	東京南	199	1
20687	プロムナード荻窪	東京都	杉並区桃井三丁目7-1外	東京南	331	5
20689	トルナーレ日本橋浜町	東京都	中央区日本橋浜町3-3-1	東京南	369	1
20692	アクティ芦花公園	東京都	世田谷区南烏山二丁目34-14	東京南	102	2
20693	シャレール広尾	東京都	渋谷区広尾三丁目4-1	東京南	127	2
20695	イーストコモンズ清澄白河セントラルタワー	東京都	江東区白河四丁目3-1	東京東	238	1
20697	豊洲シエルトタワー	東京都	江東区豊洲五丁目5-1	東京東	395	1
20699	アートヴィレッジ大崎ビュータワー	東京都	品川区大崎一丁目2-3	東京南	329	1
20706	リガレ日本橋人形町	東京都	中央区日本橋人形町1-21-1	東京南	247	1
20708	イーストコア曳舟二番館	東京都	墨田区京島一丁目1-2	東京東	490	1
20709	中目黒アトラスタワー	東京都	目黒区上目黒一丁目2番	東京南	196	1
20710	ベイシティ晴海スカイリンクタワー	東京都	中央区晴海三丁目6-8	東京南	610	1
20713	シャレール荻窪	東京都	杉並区荻窪三丁目7番	東京南	411	16
20714	勝どきビュータワー	東京都	中央区勝どき一丁目8-1	東京南	204	1
20716	シャレール恵比寿	東京都	渋谷区恵比寿西二丁目8-1	東京南	63	1
20719	品川ハートビュータワー	東京都	港区港南1丁目8-23	東京南	139	1
20720	コンフォール中野新橋	東京都	中野区弥生町三丁目6番12号	東京南	27	1
20722	コンフォール品川西大井	東京都	品川区二葉4-13-14	東京南	25	1
20031	東伏見	東京都	西東京市富士町一丁目7	北多摩	15	1
20046	ひばりが丘	東京都	東久留米市ひばりが丘団地	北多摩	24	1
20097	三鷹駅前第二	東京都	三鷹市下連雀三丁目28-21	北多摩	22	1
20102	南台	東京都	東村山市富士見町一丁目14	北多摩	168	5
20106	三鷹駅前第一	東京都	三鷹市下連雀三丁目28-23	北多摩	50	1
20129	小平	東京都	小平市喜平町三丁目	北多摩	1,766	49
20132	神代	東京都	調布市西つじヶ丘4-23、狛江市西野川1-25	北多摩	2,092	57
20135	国立富士見台	東京都	国立市富士見台一丁目7外	北多摩	2,050	47
20136	三鷹駅前第三	東京都	三鷹市下連雀三丁目28-20	北多摩	80	1
20148	けやき台	東京都	立川市若葉町一丁目13	北多摩	1,080	26
20154	東中神	東京都	昭島市玉川町一丁目3外	北多摩	400	2
20158	清瀬旭が丘	東京都	清瀬市旭が丘2外	北多摩	1,817	44
20163	鶴川	東京都	町田市鶴川五丁目外	南多摩	1,638	56
20167	町田山崎	東京都	町田市山崎町2130外	南多摩	3,920	116
20173	滝山	東京都	東久留米市滝山六丁目1	北多摩	1,060	25
20177	小平駅南口	東京都	小平市美園町一丁目33	北多摩	120	1
20187	百草	東京都	日野市百草999、多摩市和田1261	南多摩	2,028	59
20193	藤の台	東京都	町田市藤の台1-1外	南多摩	2,227	78
20197	高幡台	東京都	日野市程久保650	南多摩	938	45
20206	多摩ニュータウン諏訪	東京都	多摩市諏訪二丁目外	南多摩	338	7
20207	多摩ニュータウン永山	東京都	多摩市永山三丁目外	南多摩	3,209	89
20213	立川幸町	東京都	立川市幸町四丁目52-1	北多摩	900	26
20214	立川若葉町	東京都	立川市若葉町四丁目25-1	北多摩	1,462	39
20227	羽村	東京都	羽村市富士見平一丁目18外	北多摩	840	22
20242	萩山	東京都	小平市小川東町4-3、東村山市萩山町2-2	北多摩	899	8
20243	深大寺町	東京都	調布市深大寺元町一丁目11-1	北多摩	174	1
20252	福生	東京都	福生市南田園二丁目7外	北多摩	864	17
20260	館ヶ丘	東京都	八王子市館町1097	南多摩	2,396	36
20269	多摩ニュータウン貝取	東京都	多摩市貝取2外	南多摩	434	15
20270	車返	東京都	府中市白糸台5-25-1、押立町1-24-1	北多摩	602	12
20271	多摩ニュータウン豊ヶ丘	東京都	多摩市豊ヶ丘2外	南多摩	897	18
20272	多摩ニュータウン松が谷	東京都	八王子市松が谷27外	南多摩	404	12
20293	日野大久保	東京都	日野市大坂上四丁目10-1	南多摩	184	6
20299	南原台	東京都	八王子市大和田町一丁目2外	南多摩	316	13
20329	成瀬駅前ハイツ	東京都	町田市南成瀬一丁目2-1	南多摩	315	2
20337	グリーンヒル寺田	東京都	八王子市寺田町432	南多摩	549	10
20338	昭島つつじが丘ハイツ	東京都	昭島市つつじが丘三丁目4外	北多摩	858	6
20341	多摩ニュータウンエステート鶴牧-5	東京都	多摩市鶴牧五丁目1-1	南多摩	28	1

団地番号	団地名	都道府県	所在地	管轄住まいセンター	管理戸数	住棟数
20344	多摩ニュータウンエステート貝取-1	東京都	多摩市貝取一丁目45	南多摩	18	1
20360	小山田桜台	東京都	町田市小山田桜台1-10外	南多摩	487	24
20361	清瀬旭が丘第二	東京都	清瀬市旭が丘五丁目4	北多摩	54	2
20366	多摩ニュータウン落合六丁目ハイツ	東京都	多摩市落合六丁目1	南多摩	54	1
20367	立川一番町東	東京都	立川市一番町六丁目8-1	北多摩	527	31
20377	多摩ニュータウンシティハイツ南大沢	東京都	八王子市南大沢四丁目10	南多摩	384	10
20379	多摩ニュータウンエステート聖ヶ丘-2	東京都	多摩市聖ヶ丘二丁目25	南多摩	48	2
20383	多摩ニュータウン諏訪一丁目ハイツ	東京都	多摩市諏訪一丁目66	南多摩	143	2
20385	富士見台	東京都	東村山市富士見町一丁目2-54外	北多摩	244	8
20388	パークサイド田無向台	東京都	西東京市向台町五丁目4-1	北多摩	126	1
20390	狛江セントラルハイツ	東京都	狛江市和泉本町一丁目36-4	北多摩	10	1
20399	清瀬駅前ハイツ	東京都	清瀬市元町一丁目3外	北多摩	258	5
20406	立川一番町東第二	東京都	立川市一番町六丁目17-70	北多摩	24	1
20407	多摩ニュータウンメゾン聖ヶ丘-1	東京都	多摩市聖ヶ丘一丁目13	南多摩	119	4
20408	八王子パークヒル宇津木台	東京都	八王子市久保山町二丁目46-2	南多摩	318	7
20409	多摩ニュータウングリーンヒル豊ヶ丘-1・2	東京都	多摩市豊ヶ丘1-40外	南多摩	167	7
20411	滝山東	東京都	東久留米市滝山六丁目	北多摩	36	1
20413	エステート大南公園	東京都	武蔵村山市大南四丁目21-1外	北多摩	213	7
20419	多摩ニュータウンリバレ向陽台	東京都	稲城市向陽台五丁目10	南多摩	380	9
20427	南台第二	東京都	東村山市富士見町一丁目14	北多摩	21	1
20433	多摩ニュータウンライフステージ豊ヶ丘-1	東京都	多摩市豊ヶ丘一丁目58	南多摩	39	2
20434	多摩ニュータウンバルコリーヌ南大沢	東京都	八王子市南大沢五丁目3外	南多摩	385	8
20436	シティハイツ日野旭が丘	東京都	日野市旭が丘四丁目7-5	南多摩	607	6
20445	グリーンハイツ車返南	東京都	府中市押立町一丁目16	北多摩	33	1
20446	町田もみじ台	東京都	町田市函師町字3号730-1	南多摩	30	2
20449	多摩ニュータウンコリナス長池	東京都	八王子市別所二丁目12外	南多摩	588	12
20450	多摩ニュータウンビュープラザ向陽台	東京都	稲城市向陽台四丁目4-2	南多摩	214	2
20474	多摩ニュータウンプラザ永山	東京都	多摩市永山一丁目3-3	南多摩	133	1
20484	多摩ニュータウンビスターノレ向陽台	東京都	稲城市向陽台六丁目11	南多摩	188	6
20490	新柳沢	東京都	西東京市柳沢三丁目4	北多摩	513	10
20493	トウコート西八王子	東京都	八王子市台町三丁目21	南多摩	130	3
20496	エステート富士見台	東京都	東村山市富士見町一丁目8-8	北多摩	54	1
20501	府中グリーンハイツ	東京都	府中市晴見町一丁目28	北多摩	568	8
20505	グリーンタウン美住一番街	東京都	東村山市美住町一丁目4-1	北多摩	945	15
20506	多摩ニュータウン長池公園せせらぎ通り北	東京都	八王子市別所二丁目42	南多摩	142	6
20507	多摩ニュータウン南大沢学園二番街	東京都	八王子市上柚木三丁目5	南多摩	410	9
20508	多摩ニュータウン蓮生寺公園通り二番街	東京都	八王子市別所1-31	南多摩	84	4
20509	多摩ニュータウンエステート愛宕	東京都	多摩市愛宕四丁目35-1	南多摩	29	1
20510	多摩ニュータウン長池公園せせらぎ通り南	東京都	八王子市別所二丁目46	南多摩	146	5
20514	プラザ新小金井	東京都	小金井市東町四丁目23外	北多摩	153	8
20516	シティハイツ調布小島町	東京都	調布市小島町三丁目51-2	北多摩	145	6
20521	グリーンハイツ武蔵境通り	東京都	西東京市新町一丁目4	北多摩	761	7
20528	多摩ニュータウン南大沢学園四番街	東京都	八王子市上柚木三丁目10	南多摩	155	3
20529	多摩ニュータウン長峰杜の一番街	東京都	稲城市長峰三丁目2	南多摩	401	4
20536	新川・島屋敷通り	東京都	三鷹市新川四丁目25外	北多摩	986	20
20540	西国分寺ゆかり壺番街	東京都	国分寺市泉町三丁目3外	北多摩	178	3
20545	武蔵野緑町パークタウン	東京都	武蔵野市緑町二丁目3	北多摩	855	20
20549	プロムナード東伏見	東京都	西東京市富士町一丁目7	北多摩	841	20
20552	コンフォール拝島	東京都	昭島市松原町四丁目1-5	北多摩	47	1
20553	多摩ニュータウンステラ聖ヶ丘	東京都	多摩市聖ヶ丘一丁目26	南多摩	34	3
20555	グリーンヒル八王子南	東京都	八王子市市安町三丁目35-22	南多摩	62	1
20557	シティコート下連雀	東京都	三鷹市下連雀五丁目8	北多摩	295	3
20564	八王子みなみ野シティヴェルディールみなみ野西	東京都	八王子市みなみ野一丁目11	南多摩	118	1
20577	いちょう並木国立	東京都	国立市北三丁目35-1外	北多摩	346	6
20580	多摩ニュータウン南大沢絹の道一番街	東京都	八王子市鍵水二丁目81	南多摩	230	5
20591	多摩ニュータウンビューコート若葉台	東京都	稲城市若葉台四丁目33	南多摩	219	9
20592	八王子みなみ野シティヴェルディールふれあい通り	東京都	八王子市みなみ野1-9	南多摩	151	2
20593	シティコート立川曙町	東京都	立川市曙町三丁目18-22	北多摩	93	1
20595	聖蹟桜ヶ丘ビュータワー	東京都	多摩市関戸四丁目72	南多摩	144	1
20597	サンヴァリエ桜堤	東京都	武蔵野市桜堤一丁目1外	北多摩	1,120	28
20599	西国分寺ゆかり四番街	東京都	国分寺市泉町二丁目8-1	北多摩	138	1
20621	プラザシティ立川	東京都	立川市曙町一丁目32-42	北多摩	307	2
20625	多摩ニュータウングランピア南大沢	東京都	八王子市上柚木二丁目63	南多摩	426	11
20626	多摩ニュータウンビューコート別所	東京都	八王子市別所一丁目38	南多摩	160	6
20627	グリーンタウン小金井	東京都	小金井市緑町4-12-16外	北多摩	449	14
20630	コスコエア国領	東京都	調布市国領三丁目1-38	北多摩	138	1
20632	グリーンプラザひばりが丘南	東京都	西東京市谷戸一丁目22	北多摩	495	4
20636	西国分寺ゆかり参番街	東京都	国分寺市泉町二丁目5	北多摩	290	2
20644	アートアベニュー立川	東京都	立川市曙町三丁目17-30	北多摩	192	2
20651	多摩平の森	東京都	日野市多摩平四丁目6外	南多摩	1,528	30
20658	シティハイツ吉祥寺通り	東京都	三鷹市下連雀五丁目3	北多摩	204	3
20659	ライフタウン国領	東京都	調布市国領町八丁目2-9	北多摩	520	3
20660	三鷹台	東京都	三鷹市牟礼二丁目14	北多摩	788	16
20664	ビュータワー八王子	東京都	八王子市八日町8-1	南多摩	313	1
20669	牟礼	東京都	三鷹市牟礼六丁目23	北多摩	271	5
20672	アーバンライフ立川	東京都	立川市曙町2-42-23	北多摩	202	1

団地番号	団地名	都道府県	所在地	管轄住まいセンター	管理戸数	住棟数
20677	ひばりが丘パークヒルズ	東京都	西東京市ひばりが丘三丁目5外	北多摩	1,504	30
20688	グリーンヒルズ東久留米	東京都	東久留米市上の原1-3外	北多摩	1,016	10
20696	西国分寺ライフタワー	東京都	国分寺市泉町二丁目9-1	北多摩	237	1
20723	コンフォール東中神	東京都	昭島市もくせいの杜一丁目4番1	北多摩	362	2
20724	多摩ニュータウンコンフォール諏訪	東京都	多摩市諏訪2-1-2	南多摩	148	1
20054	目白	東京都	豊島区目白二丁目27-13	東京北	193	1
20117	花畑	東京都	足立区花畑五丁目7外	城北	1,568	49
20119	志村一丁目	東京都	板橋区志村一丁目1-2	東京北	65	1
20130	竹の塚第一	東京都	足立区竹の塚三丁目11外	城北	1,522	35
20131	竹の塚第二	東京都	足立区竹の塚一丁目5外	城北	783	28
20137	竹の塚第三	東京都	足立区竹の塚六丁目4外	城北	728	14
20160	栗原	東京都	足立区栗原二丁目5外	城北	706	21
20164	日の出町	東京都	足立区日の出町27	城北	764	4
20165	金町駅前	東京都	葛飾区東金町一丁目36	城北	1,417	4
20171	東池袋四丁目	東京都	豊島区東池袋四丁目6-3	東京北	54	1
20216	江北六丁目	東京都	足立区江北六丁目30外	城北	860	29
20225	高島平	東京都	板橋区高島平2外	東京北	8,287	30
20232	豊島五丁目	東京都	北区豊島五丁目4外	東京北	4,959	12
20238	練馬北町一丁目	東京都	練馬区北町一丁目11-12	東京北	176	1
20241	むつみ台	東京都	練馬区光が丘一丁目1外	東京北	1,261	3
20251	成増二丁目	東京都	板橋区成増二丁目9-5	東京北	104	1
20264	東四ツ木二丁目	東京都	葛飾区東四ツ木二丁目8-12	城北	120	1
20267	王子五丁目	東京都	北区王子五丁目2	東京北	2,221	7
20276	新田二丁目	東京都	足立区新田二丁目3-16	城北	114	1
20280	赤羽北二丁目	東京都	北区赤羽北二丁目15	東京北	521	2
20281	大谷田一丁目	東京都	足立区大谷田一丁目1	城北	1,374	10
20285	東四ツ木二丁目第二	東京都	葛飾区東四ツ木二丁目4-3	城北	44	1
20286	青戸第三	東京都	葛飾区青戸三丁目11	城北	225	2
20295	金町第二	東京都	葛飾区南水元三丁目6外	城北	535	2
20296	青戸第四	東京都	葛飾区青戸四丁目25外	城北	55	2
20297	北大塚二丁目	東京都	豊島区北大塚二丁目24-20	東京北	116	1
20307	金町五丁目	東京都	葛飾区金町五丁目3外	城北	146	4
20308	赤羽南一丁目	東京都	北区赤羽南一丁目16	東京北	268	2
20310	舟渡二丁目	東京都	板橋区舟渡二丁目16	東京北	36	2
20319	青戸第五	東京都	葛飾区青戸三丁目9-1	城北	172	1
20327	浮間三丁目エステート	東京都	北区浮間三丁目1	東京北	190	5
20334	リバーサイド桜木	東京都	足立区千住桜木二丁目17	城北	198	2
20335	西新小岩リバーハイツ	東京都	葛飾区西新小岩二丁目1	城北	339	2
20342	エステート東新小岩	東京都	葛飾区東新小岩二丁目9外	城北	220	8
20347	光が丘パークタウンゆりの木通り北	東京都	板橋区赤塚新町三丁目32	東京北	341	5
20350	光が丘パークタウン公園南	東京都	練馬区光が丘五丁目6	東京北	104	1
20356	エステート西台	東京都	板橋区西台四丁目8-20	東京北	73	1
20363	坂下けやき台ハイツ	東京都	板橋区坂下二丁目1	東京北	299	2
20369	光が丘パークタウン大通り南	東京都	練馬区光が丘七丁目3外	東京北	1,258	13
20372	エステート堀切	東京都	葛飾区堀切七丁目19-13	城北	40	1
20373	エステート東堀切	東京都	葛飾区東堀切二丁目21-10	城北	30	1
20391	光が丘パークタウンいちよう通り八番街	東京都	練馬区光が丘三丁目8	東京北	409	5
20393	メゾン堀切七丁目	東京都	葛飾区堀切七丁目22-23	城北	39	1
20394	メゾン堀切八丁目	東京都	葛飾区堀切八丁目3-20	城北	38	1
20398	本郷真砂アーバンハイツ	東京都	文京区本郷四丁目8-3	東京北	130	1
20401	赤羽北二丁目ハイツ	東京都	北区赤羽北二丁目22-10	東京北	245	1
20403	グリーンプラザ加賀	東京都	板橋区加賀一丁目10-14	東京北	160	1
20410	光が丘パークタウン四季の香武番街	東京都	練馬区光が丘5丁目2	東京北	354	2
20416	アンサンブル大山西	東京都	板橋区大山西町三丁目10	東京北	14	1
20420	神谷堀公園ハイツ	東京都	北区神谷一丁目3	東京北	637	6
20428	エステート前野町	東京都	板橋区前野町二丁目1	東京北	115	2
20429	南千住七丁目ハイツ	東京都	荒川区南千住七丁目31-3	城北	254	1
20432	アンサンブル宮地	東京都	荒川区荒川三丁目76-1	城北	30	1
20435	光が丘パークタウンプロムナード十番街	東京都	練馬区光が丘二丁目10-1外	東京北	624	5
20448	すまいる亀有	東京都	葛飾区亀有一丁目10	城北	622	11
20455	光が丘パークタウン大通り中央	東京都	練馬区光が丘三丁目9-1外	東京北	793	3
20459	アーバンライフゆりの木通り東	東京都	板橋区赤塚新町3-34外	東京北	151	6
20465	グリーンプラザ高松	東京都	練馬区高松四丁目27-3	東京北	70	1
20476	新蓮根	東京都	板橋区蓮根二丁目30外	東京北	702	11
20482	トレールフル東池袋	東京都	豊島区東池袋五丁目26-8	東京北	12	1
20489	ビオトープしたや	東京都	台東区下谷三丁目14-3	城北	21	1
20491	青戸第一	東京都	葛飾区青戸三丁目19外	城北	1,119	20
20502	アーバンライフ東新小岩	東京都	葛飾区東新小岩三丁目8	城北	594	6
20525	パークサイド石神井	東京都	練馬区石神井台三丁目18外	東京北	393	9
20532	アーバンライフ西新井	東京都	足立区西新井栄町三丁目1-1	城北	188	1
20535	にしき平和台	東京都	練馬区平和台一丁目37外	東京北	330	6
20539	赤羽アポードⅡ	東京都	北区赤羽西一丁目6-1	東京北	64	1
20566	フレール西新井第一	東京都	足立区西新井一丁目33外	城北	286	4
20571	アーベイン神谷	東京都	北区神谷三丁目11-1	東京北	228	1
20579	アーバンライフ目白駅前	東京都	豊島区目白一丁目4-15	東京北	138	3
20584	アクシス東四ツ木	東京都	葛飾区東四ツ木二丁目27-1外	城北	281	3

団地番号	団地名	都道府県	所在地	管轄住まいセンター	管理戸数	住棟数
20600	フレシェール王子神谷	東京都	北区豊島八丁目27	東京北	553	3
20623	アミティ大山西町	東京都	板橋区大山西町17-8	東京北	54	1
20624	リバーハーブタワー南千住	東京都	荒川区南千住四丁目9	城北	585	2
20631	エルアージュ小石川	東京都	文京区小石川一丁目17-1	東京北	240	1
20633	板橋ビュータワー	東京都	板橋区板橋一丁目53-12	東京北	451	1
20635	アクシス台東	東京都	台東区台東一丁目25-12	城北	104	1
20640	金町第一	東京都	葛飾区東金町二丁目23-1外	城北	312	6
20642	フレール西新井第二	東京都	足立区西新井二丁目5外	城北	397	9
20656	大泉学園ゆめりあタワー	東京都	練馬区東大泉五丁目43-1	東京北	173	1
20663	リバーハーブコート南千住	東京都	荒川区南千住三丁目41	城北	521	5
20668	青戸第二	東京都	葛飾区青戸四丁目27外	城北	287	5
20674	ハートアイランド新田一番街	東京都	足立区新田三丁目36	城北	360	3
20679	アクティ上池袋	東京都	豊島区上池袋一丁目39-10	東京北	57	1
20680	光が丘パークタウンゆりの木通り33番街	東京都	板橋区赤塚新町三丁目33	東京北	127	4
20681	ハートアイランド新田二番街	東京都	足立区新田三丁目36	城北	206	3
20691	シャレール本駒込	東京都	文京区本駒込二丁目12-16	東京北	89	1
20694	ヌーヴェル赤羽台	東京都	北区赤羽台二丁目3外	東京北	2,776	19
20698	ハートアイランド新田三番街	東京都	足立区新田三丁目35	城北	215	2
20700	パークタウン東綾瀬	東京都	足立区東綾瀬二丁目8外	城北	962	9
20702	ヴァンガードタワー	東京都	豊島区東池袋三丁目21-21	東京北	414	1
20704	サンマークシティ日暮里ステーションポートタワー	東京都	荒川区西日暮里二丁目20-1	城北	104	1
20705	フレール西新井中央公園	東京都	足立区西新井三丁目16番外	城北	518	6
20711	シャレール西ヶ原	東京都	北区西ヶ原一丁目31-26	東京北	68	1
20712	ハートアイランド新田四番街	東京都	足立区新田三丁目35	城北	273	2
20715	コンフォール根岸	東京都	台東区根岸三丁目12番23	城北	34	1
20717	花畑	東京都	足立区花畑五丁目12	城北	37	1
20718	コンフォール町屋	東京都	荒川区荒川二丁目49番7	城北	27	1
20721	コンフォール東池袋	東京都	豊島区東池袋五丁目15番13	東京北	20	1
30060	常盤平	千葉県	松戸市常盤平2外	千葉北	4,822	171
30083	高根台	千葉県	船橋市高根台3-2外	千葉西	1,876	111
30107	常盤平駅前	千葉県	松戸市常盤平3-1-1	千葉北	102	1
30122	豊四季台	千葉県	柏市豊四季台1-1外	千葉北	690	16
30139	千草台	千葉県	千葉市稲毛区千草台1外	千葉	2,094	60
30147	あやめ台	千葉県	千葉市稲毛区あやめ台1外	千葉	1,538	49
30151	習志野台	千葉県	船橋市習志野台3-5外	千葉西	1,820	53
30155	袖ヶ浦	千葉県	習志野市袖ヶ浦2外	千葉西	2,830	63
30162	習志野台(市)	千葉県	船橋市習志野台3-2	千葉西	223	1
30168	花見川	千葉県	千葉市花見川区花見川1外	千葉	5,740	163
30176	前原西二丁目	千葉県	船橋市前原西2-39-8	千葉西	60	1
30180	小金原	千葉県	松戸市小金原6-13外	千葉北	2,064	76
30181	千葉幸町	千葉県	千葉市美浜区幸町2	千葉	4,287	122
30184	若松二丁目	千葉県	船橋市若松2	千葉西	1,332	32
30188	稲毛駅前	千葉県	千葉市稲毛区小仲台2-6-1	千葉	80	1
30191	湖北台	千葉県	我孫子市湖北台7	千葉北	2,421	89
30195	米本	千葉県	八千代市米本1359	千葉西	3,010	105
30201	千葉弁天町	千葉県	千葉市中央区弁天2-23-1	千葉	128	1
30211	金杉台	千葉県	船橋市金杉台1外	千葉西	440	25
30219	千葉出洲港	千葉県	千葉市中央区出洲港7	千葉	193	2
30221	高津	千葉県	八千代市高津832-1外	千葉西	3,013	104
30228	検見川町三丁目	千葉県	千葉市花見川区検見川町3-304-1	千葉	65	1
30230	さつきが丘	千葉県	千葉市花見川区さつきが丘1外	千葉	2,200	58
30233	常盤平中央	千葉県	松戸市常盤平3-30-2	千葉北	210	1
30239	高洲第一	千葉県	千葉市美浜区高洲2外	千葉	4,689	83
30248	常盤平一丁目	千葉県	松戸市常盤平1-29-3	千葉北	96	1
30258	真砂第一	千葉県	千葉市美浜区真砂4外	千葉	2,044	25
30259	梨香台	千葉県	松戸市高塚新田512-10外	千葉北	959	11
30261	野菊野	千葉県	松戸市野菊野1外	千葉北	746	5
30262	牧の原	千葉県	松戸市牧の原435-1外	千葉北	1,630	19
30263	真砂第二	千葉県	千葉市美浜区真砂3-13	千葉	548	9
30265	高洲第二	千葉県	千葉市美浜区高洲4外	千葉	1,776	15
30268	行田	千葉県	船橋市行田2-2外	千葉西	1,485	18
30273	村上	千葉県	八千代市村上1113-1	千葉西	1,943	25
30283	芝山	千葉県	船橋市芝山1-40外	千葉西	1,641	28
30290	みつわ台	千葉県	千葉市若葉区みつわ台3-4	千葉	300	10
30298	大津ヶ丘	千葉県	柏市大津ヶ丘3-1外	千葉北	354	15
30300	成田ニュータウン加良部一丁目	千葉県	成田市加良部1-7	千葉	184	6
30301	成田ニュータウン加良部四丁目	千葉県	成田市加良部4-25	千葉	362	8
30302	成田ニュータウン加良部五丁目	千葉県	成田市加良部5-3外	千葉	760	24
30303	成田ニュータウン橋賀台	千葉県	成田市橋賀台1-1外	千葉	1,102	30
30312	浦安ニューシティ美浜西エステート	千葉県	浦安市美浜2	千葉西	910	14
30314	千葉ニュータウン清水口	千葉県	白井市清水口2-4	千葉北	470	13
30321	千葉ニュータウン堀込	千葉県	白井市堀込1-5	千葉北	170	7
30324	成田ニュータウン吾妻南	千葉県	成田市吾妻2-1	千葉	310	6
30328	習志野海浜秋津	千葉県	習志野市秋津2-4外	千葉西	576	16
30330	千葉ニュータウン小室ハイランド	千葉県	船橋市小室町906外	千葉北	401	5
30336	ハイタウン塩浜	千葉県	市川市塩浜4-2外	千葉西	1,323	10

団地番号	団地名	都道府県	所在地	管轄住まいセンター	管理戸数	住棟数
30349	サニータウンにれの木台	千葉県	千葉市花見川区朝日ヶ丘2-1	千葉	374	3
30354	北柏ライフタウン松葉町一丁目	千葉県	柏市松葉町1-12	千葉北	60	2
30358	千葉ニュータウン内野	千葉県	印西市内野2-5外	千葉北	731	32
30359	常盤平セントラルハイツ	千葉県	松戸市常盤平3-27-2	千葉北	79	2
30368	エステート市川大洲	千葉県	市川市大洲3-16-13	千葉西	50	1
30374	幕張四丁目	千葉県	千葉市花見川区幕張町4-544-14	千葉	220	6
30375	大津ヶ丘第二	千葉県	柏市大津ヶ丘3-17	千葉北	230	8
30376	ハイタウン塩浜第二	千葉県	市川市塩浜4-2外	千葉西	88	2
30384	エステート江戸川台	千葉県	流山市江戸川台西3-31-1	千葉北	180	9
30387	常盤平けやき通り住宅	千葉県	松戸市常盤平7-20-3	千葉北	50	1
30397	谷津パークタウン壱番街	千葉県	習志野市谷津3-1	千葉西	593	8
30405	千葉ニュータウン原山	千葉県	印西市原山3-8	千葉北	390	18
30412	千葉ニュータウン高花	千葉県	印西市高花1-6	千葉北	345	15
30414	エステート登戸	千葉県	千葉市中央区登戸1-18-25	千葉	40	1
30418	浦安マリナイスト21フォーラム海風の街	千葉県	浦安市日の出1-3	千葉西	387	4
30421	豊四季台第二	千葉県	柏市豊四季台2-1	千葉北	90	2
30423	谷津パークタウン貳番街	千葉県	習志野市谷津3-1	千葉西	175	1
30424	小金原けやき通り	千葉県	松戸市小金原9-1-1	千葉北	43	1
30425	行田第二	千葉県	船橋市行田3-2	千葉西	39	1
30430	谷津パークタウン参番街	千葉県	習志野市谷津3-1	千葉西	864	9
30437	千葉ニュータウン原山第二	千葉県	印西市原山1-3外	千葉北	425	17
30453	千葉ニュータウンファーストアベニュー小倉台	千葉県	印西市小倉台1-4外	千葉北	304	14
30483	クレール志津	千葉県	佐倉市志津3-1	千葉	192	7
30494	八千代ゆりのき台ライフタワー	千葉県	八千代市ゆりのき台4-5外	千葉西	185	2
30497	大久保	千葉県	習志野市本大久保2-4	千葉西	392	6
30498	アクティ北松戸	千葉県	松戸市上本郷364-3	千葉北	296	2
30504	千葉ニュータウンプロムナード桜台3番街	千葉県	白井市桜台2-3	千葉北	150	6
30511	ピコティ北小金	千葉県	松戸市小金1外	千葉北	124	2
30512	浦安マリナイスト21望海の街	千葉県	浦安市明海4-2	千葉西	850	10
30513	浦安マリナイスト21潮音の街	千葉県	浦安市高洲6-1	千葉西	200	3
30524	千葉ニュータウン堀込第二	千葉県	白井市堀込1-2	千葉北	40	1
30526	千葉ニュータウンブラザ西白井2番街	千葉県	白井市けやき台2-2	千葉北	196	6
30527	プロムナード北松戸	千葉県	松戸市新作117-7外	千葉北	601	5
30530	グリーンタウン光ヶ丘	千葉県	柏市光ヶ丘団地3外	千葉北	621	11
30541	幕張ベイタウンパティオス7番街	千葉県	千葉市美浜区打瀬1-5	千葉	120	1
30542	稲毛海岸駅前プラザ	千葉県	千葉市美浜区高洲3-6外	千葉	510	4
30543	千葉ニュータウンアバンドーネ原4番街	千葉県	印西市原4-4	千葉北	180	8
30558	パークサイド鎌ヶ谷	千葉県	鎌ヶ谷市東中沢2-21外	千葉北	752	24
30560	幕張ベイタウンミラリオ	千葉県	千葉市美浜区打瀬2-22	千葉	445	5
30565	千葉ニュータウングリーンプラザ滝野	千葉県	印西市滝野3-7	千葉北	100	4
30580	稲毛海岸駅前プラザボナーージュ稲毛海岸	千葉県	千葉市美浜区高洲3-5-6	千葉	60	1
30581	八千代ゆりのき台パークシティ	千葉県	八千代市ゆりのき台3-7-1	千葉西	776	14
30582	千葉ニュータウンプロムナード桜台12番街	千葉県	白井市桜台2-12	千葉北	91	4
30583	浦安マリナイスト21海園の街	千葉県	浦安市明海3-2	千葉西	500	11
30584	コンフォール浦安弁天	千葉県	浦安市弁天1-21	千葉西	199	10
30585	幕張ベイタウンパティオス15番街	千葉県	千葉市美浜区打瀬2-10	千葉	126	1
30586	エステート荒工山	千葉県	柏市東2-2	千葉北	79	4
30587	グリーンプラザ幕張	千葉県	千葉市花見川区幕張町5-417-6	千葉	306	3
30588	アルビス前原	千葉県	船橋市前原西6-1	千葉西	759	12
30589	ウインズタウン稲毛海岸	千葉県	千葉市美浜区高浜1-14外	千葉	574	6
30590	幕張ベイタウンパティオス20番街	千葉県	千葉市美浜区打瀬3-4	千葉	189	1
30591	ヴェルディール市川南	千葉県	市川市市川南2-6-1	千葉西	506	4
30592	幕張ベイタウンミラール	千葉県	千葉市美浜区打瀬3-6	千葉	260	3
30593	千葉ニュータウンアバンドーネ原1番街	千葉県	印西市原4-1	千葉北	94	2
30594	アミティ八千代台	千葉県	八千代市八千代台西6-2	千葉西	65	2
30595	アートヒル高根台	千葉県	船橋市高根台1-1外	千葉西	1,111	22
30596	幕張ベイタウンパティオス22番街	千葉県	千葉市美浜区打瀬3-9	千葉	220	1
30597	グリーンプラザ園生	千葉県	千葉市稲毛区園生町1107-1外	千葉	226	4
30598	コンフォール稲毛小仲台	千葉県	千葉市稲毛区小仲台3-14	千葉	180	3
30599	I-linkタウンいちかわザタワーズイースト	千葉県	市川市市川南1丁目1-1	千葉西	398	1
30600	コンフォール柏豊四季台	千葉県	柏市豊四季台3-1外	千葉北	2,099	27
30601	取手井野	茨城県	取手市井野団地	千葉北 茨城分室	2,143	89
30602	戸頭	茨城県	取手市戸頭4外	千葉北 茨城分室	983	28
30604	竹園第二	茨城県	つくば市竹園三丁目24-1	千葉北 茨城分室	39	2
30605	つくば・さくら	茨城県	つくば市竹園一丁目6-2外	千葉北 茨城分室	159	6
30606	エスカード牛久駅前ハイツ	茨城県	牛久市牛久町280	千葉北 茨城分室	79	1
30607	つくば・吾妻一丁目	茨城県	つくば市吾妻一丁目4-3	千葉北 茨城分室	80	1
30609	つくば・松代三丁目	茨城県	つくば市松代三丁目25外	千葉北 茨城分室	115	4
30610	取手井野第二	茨城県	取手市井野二丁目3-30	千葉北 茨城分室	110	1
30611	つくば・二の宮	茨城県	つくば市二の宮四丁目8-3	千葉北 茨城分室	312	7
30612	つくば・二の宮第二	茨城県	つくば市二の宮四丁目13-1	千葉北 茨城分室	89	2
30613	つくば・春日	茨城県	つくば市春日二丁目37-1外	千葉北 茨城分室	134	5
30614	つくば松代四丁目	茨城県	つくば市松代四丁目22	千葉北 茨城分室	59	2
30615	つくば松代四丁目第二	茨城県	つくば市松代四丁目15-2	千葉北 茨城分室	39	2
30616	竹園	茨城県	つくば市竹園三丁目21-1	千葉北 茨城分室	136	1
30618	つくば・並木四丁目	茨城県	つくば市並木四丁目1-1	千葉北 茨城分室	94	3

団地番号	団地名	都道府県	所在地	管轄住まいセンター	管理戸数	住棟数
30619	アクティ佐貴	茨城県	竜ヶ崎市佐貴町740	千葉北 茨城分室	207	7
40052	菊名池	神奈川県	横浜市港北区菊名一丁目8-12	横浜	21	1
40056	福富町	神奈川県	横浜市中区福富町仲通1-10	横浜	46	1
40064	福富町西通	神奈川県	横浜市中区福富町西通52	横浜	48	1
40093	蒔田	神奈川県	横浜南区蒔田町伊勢山841-1	横浜	260	9
40094	公田町	神奈川県	横浜市栄区公田町740	横浜南	1,160	33
40096	辻堂	神奈川県	藤沢市辻堂西海岸二丁目	神奈川西	1,311	29
40097	浜見平	神奈川県	茅ヶ崎市浜見平6	神奈川西	60	2
40099	武蔵中原	神奈川県	川崎市中原区上小田中六丁目27-5	横浜	70	1
40104	善行	神奈川県	藤沢市善行団地	神奈川西	2,268	76
40108	相模台	神奈川県	相模原市南区相模台団地	神奈川西	850	27
40112	睦町	神奈川県	横浜南区睦町一丁目15-15	横浜	65	1
40113	青葉台	神奈川県	横浜市青葉区青葉台一丁目	横浜	385	3
40114	新城第二	神奈川県	川崎市中原区新城一丁目3-1	横浜	60	1
40116	鶴が台	神奈川県	茅ヶ崎市鶴が台	神奈川西	2,353	78
40117	飯島	神奈川県	横浜市栄区飯島町527	横浜南	1,150	40
40118	左近山	神奈川県	横浜市旭区左近山	横浜	2,100	76
40119	金沢文庫第一	神奈川県	横浜市金沢区泥亀二丁目5-1	横浜南	213	1
40122	金沢文庫第四	神奈川県	横浜市金沢区泥亀一丁目25-4	横浜南	99	1
40124	上和田	神奈川県	大和市上和田2412	神奈川西	1,318	41
40129	洋光台北	神奈川県	横浜市磯子区洋光台二丁目	横浜南	1,506	60
40130	洋光台中央	神奈川県	横浜市磯子区洋光台三丁目・四丁目	横浜南	1,262	12
40132	西ひかりが丘	神奈川県	横浜市旭区上白根町891	横浜	961	45
40133	海岸通四丁目	神奈川県	横浜市中区海岸通四丁目23-1	横浜	144	1
40135	子母口	神奈川県	川崎市高津区子母口458-3	横浜	164	2
40136	井土ヶ谷東	神奈川県	横浜南区井土ヶ谷下町215-1	横浜	825	2
40137	南太田	神奈川県	横浜南区南太田三丁目18-1	横浜	54	1
40141	奈良北	神奈川県	横浜市青葉区奈良町2913	神奈川西	1,556	18
40142	くぬぎ台	神奈川県	横浜市保土ヶ谷区川島町1404	横浜	984	39
40145	西菅田	神奈川県	横浜市神奈川区菅田町	横浜	1,349	53
40148	磯子三丁目	神奈川県	横浜市磯子区磯子三丁目6	横浜南	671	2
40150	下大槻	神奈川県	秦野市下大槻410	神奈川西	1,494	45
40151	鶴見町	神奈川県	横浜市鶴見区鶴見中央三丁目20-9	横浜	119	1
40154	峰沢町	神奈川県	横浜市保土ヶ谷区峰沢町35-1	横浜	45	1
40160	本郷台駅前	神奈川県	横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目4	横浜南	859	4
40161	本郷町	神奈川県	横浜市中区本郷二丁目50	横浜	45	1
40162	南神大寺	神奈川県	横浜市神奈川区神大寺二丁目9	横浜	1,429	15
40163	南永田	神奈川県	横浜南区永田みなみ台2	横浜	1,215	12
40165	すすき野	神奈川県	横浜市青葉区すすき野三丁目6-1	神奈川西	324	10
40166	港南台ちどり	神奈川県	横浜港南区港南台二丁目2	横浜南	984	10
40168	洋光台西	神奈川県	横浜市磯子区洋光台五丁目19	横浜南	274	8
40171	虹ヶ丘	神奈川県	川崎市麻生区虹ヶ丘二丁目	神奈川西	1,578	43
40172	港南台かもめ	神奈川県	横浜港南区港南台二丁目1	横浜南	1,497	16
40174	前田町	神奈川県	横浜市戸塚区前田町67-3	横浜南	87	1
40175	天王町	神奈川県	横浜市保土ヶ谷区天王町二丁目42-2	横浜	825	3
40177	鶴見町第二	神奈川県	横浜市鶴見区鶴見中央二丁目10	横浜	395	4
40178	平塚高村	神奈川県	平塚市高村203	神奈川西	516	11
40179	鳶尾	神奈川県	厚木市鳶尾二丁目・三丁目	神奈川西	579	18
40183	川崎日進	神奈川県	川崎市川崎区日進町23-1	横浜	195	1
40184	橋本四丁目	神奈川県	相模原市緑区橋本四丁目11	神奈川西	364	9
40186	金沢シーサイドタウン並木一丁目第一	神奈川県	横浜市金沢区並木一丁目	横浜南	1,065	13
40187	南永田第二	神奈川県	横浜南区永田みなみ台3	横浜	210	8
40190	えびな	神奈川県	海老名市中新田二丁目7	神奈川西	250	8
40199	金沢シーサイドタウン並木一丁目第二	神奈川県	横浜市金沢区並木一丁目	横浜南	340	28
40203	霧が丘グリーンタウン	神奈川県	横浜市緑区霧ヶ丘三丁目	横浜	848	26
40204	金沢シーサイドタウン並木二丁目	神奈川県	横浜市金沢区並木二丁目	横浜南	564	10
40205	保土ヶ谷駅前ハイツ	神奈川県	横浜市保土ヶ谷区岩井町123-2	横浜	250	2
40206	金沢シーサイドタウン並木三丁目	神奈川県	横浜市金沢区並木三丁目	横浜南	100	3
40211	サニーメゾン平塚	神奈川県	平塚市田村二丁目9	神奈川西	140	5
40212	グリーンメゾン平戸	神奈川県	横浜市戸塚区平戸一丁目2	横浜南	121	3
40219	サンスクエア川崎	神奈川県	川崎市川崎区日進町1	横浜	279	3
40220	テラス長谷	神奈川県	厚木市長谷381-1	神奈川西	77	13
40224	港北ニュータウンさるびあ第一	神奈川県	横浜市都筑区荏田南一丁目6	横浜	15	7
40225	港北ニュータウンさるびあ第二	神奈川県	横浜市都筑区荏田南一丁目2	横浜	12	5
40226	星が丘パークランドつぐみ台	神奈川県	川崎市多摩区菅仙谷三丁目1	神奈川西	166	8
40227	中山駅前ハイツ	神奈川県	横浜市緑区中山一丁目29	横浜	348	6
40231	港北ニュータウンさるびあハイツ	神奈川県	横浜市都筑区荏田東三丁目13-23	横浜	18	1
40232	ロビーシティ相模大野五番街	神奈川県	相模原市南区相模大野四丁目5	神奈川西	385	5
40241	星が丘パークランドひよどり台	神奈川県	川崎市多摩区菅北浦五丁目7	神奈川西	220	6
40243	さがみ野さくら	神奈川県	座間市東原五丁目1	神奈川西	270	7
40246	西久保町公園ハイツ	神奈川県	横浜市保土ヶ谷区西久保町1-4	横浜	746	2
40247	辻堂駅前ハイツ	神奈川県	藤沢市辻堂新町一丁目2	神奈川西	67	1
40248	かわさきテクノピア堀川町ハイツ	神奈川県	川崎市幸区堀川町66-13	横浜	143	1
40250	金沢シーサイドタウン柴	神奈川県	横浜市金沢区柴町367-1	横浜南	90	3
40251	グリーンスクエア大野台	神奈川県	相模原市南区大野台六丁目5	神奈川西	115	5
40257	善行第二	神奈川県	藤沢市善行団地4-10	神奈川西	35	1

団地番号	団地名	都道府県	所在地	管轄住まいセンター	管理戸数	住棟数
40260	川崎旭町ハイツ	神奈川県	川崎市川崎区旭町一丁目2-5	横浜	154	1
40262	磯子杉田台	神奈川県	横浜市磯子区杉田坪呑	横浜南	249	6
40264	港北ニュータウンメゾンふじのき台	神奈川県	横浜市都筑区茅ヶ崎南四丁目12	横浜	456	9
40265	星が丘パークランドほおじろ台	神奈川県	川崎市多摩区菅北浦四丁目15	神奈川西	114	3
40266	小杉御殿	神奈川県	川崎市中原区小杉御殿町二丁目47	横浜	232	6
40268	善行第三	神奈川県	藤沢市善行団地3	神奈川西	114	3
40269	港北ニュータウンサントウル中川	神奈川県	横浜市都筑区中川二丁目9	横浜	346	3
40274	モアレ山田町	神奈川県	横浜市中区山田町8-2	横浜	169	1
40275	ベイサイト本牧-I	神奈川県	横浜市中区本牧和田34-1	横浜	94	1
40276	ベイサイト本牧-II	神奈川県	横浜市中区本牧原11	横浜	103	2
40278	新山下ベイシティ	神奈川県	横浜市中区新山下三丁目15	横浜	466	4
40282	鶴が台第二	神奈川県	茅ヶ崎市鶴が台9	神奈川西	68	2
40283	善行第四	神奈川県	藤沢市善行団地2-17	神奈川西	55	1
40284	ビューコート仏向	神奈川県	横浜市保土ヶ谷区仏向町1037-1-1	横浜	171	2
40286	くぬぎ台-II	神奈川県	横浜市保土ヶ谷区川島町1374-13	横浜	49	1
40287	湘南ライフタウンパークサイド駒寄	神奈川県	藤沢市大庭5682	神奈川西	239	4
40288	グリーンヒル鴨志田中央	神奈川県	横浜市青葉区鴨志田町539-3	神奈川西	90	3
40293	ライトタウン茅ヶ崎	神奈川県	茅ヶ崎市香川一丁目10	神奈川西	100	1
40295	東戸塚ビューハイツ	神奈川県	横浜市戸塚区名瀬町799-2	横浜南	84	1
40298	ブラザンティ相模大野	神奈川県	相模原市南区相模大野六丁目	神奈川西	965	15
40299	アルテ横浜	神奈川県	横浜市神奈川区大野町1-8	横浜	171	1
40301	左近山第三	神奈川県	横浜市旭区左近山1010-1	横浜	30	1
40302	木月住吉	神奈川県	川崎市中原区木月住吉町23	横浜	292	6
40307	港北ニュータウンビュープラザセンター北	神奈川県	横浜市都筑区南山田一丁目3	横浜	372	6
40308	港北ニュータウンコンフォール東山田	神奈川県	横浜市都筑区東山田四丁目5	横浜	195	4
40309	コンフォール西寺尾	神奈川県	横浜市神奈川区西寺尾二丁目26	横浜	240	5
40310	アーバンハイツみぞのくち	神奈川県	川崎市高津区下作延四丁目22-12	横浜	55	1
40312	コンフォール上倉田	神奈川県	横浜市戸塚区上倉田町259	横浜南	516	5
40319	ヨコハマポートサイドロア式番館	神奈川県	横浜市神奈川区栄町6-1	横浜	86	1
40322	アーバンハイツ菅生ヶ丘	神奈川県	川崎市宮前区菅生ヶ丘34-1	神奈川西	57	1
40326	ビーコンヒル能見台ウエストヒル	神奈川県	横浜市金沢区能見台東8	横浜南	260	2
40329	サンヴァリエ工吉	神奈川県	横浜市港北区下田町四丁目1	横浜	625	10
40331	ビューコート小港	神奈川県	横浜市中区小港町一丁目1-2	横浜	730	9
40334	港北ニュータウンプロムナード仲町台	神奈川県	横浜市都筑区仲町台五丁目7	横浜	219	3
40335	港北ニュータウンプロムナード仲町台ボナージュ横浜	神奈川県	横浜市都筑区仲町台五丁目7	横浜	170	2
40338	鶴ヶ丘	神奈川県	相模原市南区南台五丁目2	神奈川西	476	9
40340	ステラ月見ヶ丘	神奈川県	横浜市鶴見区豊岡町11-1	横浜	131	1
40341	シティコート元住吉	神奈川県	川崎市中原区木月四丁目	横浜	182	2
40342	港北ニュータウン山田富士公園ハイツ	神奈川県	横浜市都筑区北山田三丁目27	横浜	338	4
40350	サンラフレ百合ヶ丘	神奈川県	川崎市麻生区百合丘一丁目・二丁目	神奈川西	1,080	22
40352	アーバインルネス長者町	神奈川県	横浜市中区不老町三丁目15-1	横浜	106	1
40358	あおば山の手台ヴェルディール奈良	神奈川県	横浜市青葉区奈良四丁目4-1	神奈川西	140	4
40360	コンフォール高島台	神奈川県	横浜市神奈川区高島台8-1	横浜	121	4
40361	プロムナード矢部	神奈川県	横浜市戸塚区矢部町321	横浜南	827	14
40366	コンフォール平塚	神奈川県	平塚市浅間町11	神奈川西	332	4
40368	アーバイン相模原駅前	神奈川県	相模原市中央区相模原一丁目1	神奈川西	243	3
40370	コンフォール生田菅生ヶ丘	神奈川県	川崎市宮前区菅生ヶ丘24	神奈川西	33	3
40372	ベイサイト本牧-III	神奈川県	横浜市中区本牧和田33-8	横浜	70	1
40376	港北ニュータウンコンフォールセンター南	神奈川県	横浜市都筑区茅ヶ崎東三丁目5	横浜	415	7
40378	十日市場ヒルタウンコンフォール十日市場五番街	神奈川県	横浜市緑区十日市場町1258	横浜	68	2
40379	コンフォール滝ノ上	神奈川県	横浜市中区滝之上120	横浜	104	4
40380	コンフォール横須賀本町	神奈川県	横須賀市本町二丁目1-22	横浜南	176	1
40381	港北ニュータウンコンフォール仲町台	神奈川県	横浜市都筑区勝田南二丁目2-24	横浜	59	1
40382	ベイシティ本牧南	神奈川県	横浜市中区本牧原21	横浜	572	6
40383	港北ニュータウンコンフォール城山の丘	神奈川県	横浜市都筑区東山田三丁目23	横浜	322	9
40384	コンフォール鶴間ライラック通り	神奈川県	大和市下鶴間2777-5	神奈川西	357	6
40385	アーバンドール瀬谷	神奈川県	横浜市瀬谷区橋戸一丁目35	横浜	452	15
40386	コンフォール相模原共和	神奈川県	相模原市中央区共和一丁目3-33	神奈川西	118	1
40387	コンフォールさがみ南	神奈川県	相模原市南区相南一丁目24	神奈川西	661	13
40388	コンフォール永田東	神奈川県	横浜市南区永田東三丁目1-3	横浜	129	1
40389	ビーコンヒル能見台サウスヒル	神奈川県	横浜市金沢区能見台東11	横浜南	893	10
40390	十日市場ヒルタウンコンフォール十日市場七番街	神奈川県	横浜市緑区十日市場町1258	横浜	77	1
40392	コンフォール清水ヶ丘	神奈川県	横浜市南区清水ヶ丘238-1	横浜	131	4
40393	十日市場ヒルタウンコンフォール十日市場六番街	神奈川県	横浜市緑区十日市場町1358-48	横浜	65	2
40394	磯子杉田台II	神奈川県	横浜市磯子区杉田坪呑1-4	横浜南	23	1
40395	コンフォール北原	神奈川県	横浜市神奈川区六角橋六丁目24	横浜	258	9
40396	ウェルシティ横須賀ポートバレーヌ4番館	神奈川県	横須賀市東逸見町一丁目1	横浜南	99	1
40397	ビーコンヒル能見台イーストプラザ	神奈川県	横浜市金沢区能見台東1-1	横浜南	82	1
40398	レーベンスガルテン山崎	神奈川県	鎌倉市山崎1390	神奈川西	440	7
40399	バイスクエアよこすか三番館	神奈川県	横須賀市本町三丁目33-3	横浜南	111	1
40400	コンフォール明神台	神奈川県	横浜市保土ヶ谷区明神台	横浜	1,039	16
40401	オルトヨコハマビュートワー	神奈川県	横浜市神奈川区新子安一丁目2-3	横浜	384	1
40402	アーバインピオ川崎	神奈川県	川崎市幸区大宮町26	横浜	574	3
40403	コンフォール藤沢	神奈川県	藤沢市藤が岡一丁目・二丁目	神奈川西	790	16
40404	リーデンスフォート横浜	神奈川県	横浜市神奈川区東神奈川一丁目12-5	横浜	40	1
40405	コンフォール南日吉	神奈川県	横浜市港北区日吉本町四丁目10	横浜	1,023	12

団地番号	団地名	都道府県	所在地	管轄住まいセンター	管理戸数	住棟数
40406	コンフォール菅仙谷	神奈川県	川崎市多摩区菅仙谷二丁目9	神奈川西	170	2
40407	ブロムナード本牧	神奈川県	横浜市中区本牧宮原6	横浜	237	3
40408	十日市場ヒルタウンコンフォール十日市場十四番街	神奈川県	横浜市長緑区十日市場町1258	横浜	153	3
40409	コンフォール小松ヶ丘	神奈川県	横浜市長緑区下倉田町615	横浜南	166	7
40410	ミラリオ鶴見小野	神奈川県	横浜市長緑区小野町6-5	横浜	139	1
40411	シティコート山下公園	神奈川県	横浜市中区山下町24-7	横浜	40	1
40412	コンフォール川崎富士見	神奈川県	川崎市川崎区富士見一丁目6	横浜	493	5
40413	コンフォール篠原	神奈川県	横浜市長緑区篠原町72-2	横浜	72	3
40414	アミティ横浜	神奈川県	横浜市神奈川区栄町16-1	横浜	169	1
40416	コンフォール鴨池公園	神奈川県	横浜市中区大丸15	横浜	83	3
40417	コンフォール相模上原	神奈川県	相模原市南区文京二丁目8-1	神奈川西	97	1
40418	十日市場ヒルタウンコンフォール十日市場九番街	神奈川県	横浜市長緑区十日市場町1258	横浜	62	1
40419	百合ヶ丘みずき街	神奈川県	川崎市麻生区百合丘三丁目	神奈川西	349	9
40420	ミラリオ大師河原	神奈川県	川崎市川崎区大師河原一丁目1	横浜	240	3
40421	アクティ横浜山下町	神奈川県	横浜市中区山下町73-1	横浜	108	1
40422	コンフォール仏向町	神奈川県	横浜市保土ヶ谷区仏向町845-1	横浜	346	3
40423	十日市場ヒルタウンコンフォール十日市場十一番街	神奈川県	横浜市長緑区十日市場町1501	横浜	124	1
40424	コンフォール茅ヶ崎浜見平	神奈川県	茅ヶ崎市浜見平	神奈川西	1,680	23
40425	シャレール海岸通	神奈川県	横浜市中区海岸通五丁目25-2	横浜	214	1
40426	洋光台北	神奈川県	横浜市長緑区洋光台二丁目1-11	横浜南	97	1
40427	横浜ヴェールタワー	神奈川県	横浜市長緑区南幸二丁目16番12	横浜	252	1
50101	西大和	埼玉県	和光市西大和団地	西埼玉	1,219	35
50102	田島	埼玉県	さいたま市桜区田島六丁目	浦和	1,815	50
50105	武里	埼玉県	春日部市大字大枝89	東埼玉	4,535	132
50109	原市	埼玉県	上尾市大字原市3336	浦和	1,581	46
50110	尾山台	埼玉県	上尾市大字瓦葺2716	浦和	1,759	46
50123	西上尾第一	埼玉県	上尾市小敷谷845-1	浦和	3,202	101
50127	西上尾第二	埼玉県	上尾市小敷谷77-1	浦和	2,984	97
50128	北園	埼玉県	川口市北園町11-1	浦和	132	1
50131	新座	埼玉県	新座市新座三丁目	西埼玉	1,196	37
50134	草加旭町	埼玉県	草加市旭町3-3-1	東埼玉	78	1
50138	川口芝	埼玉県	川口市大字芝3905	浦和	98	1
50139	八潮	埼玉県	八潮市大字八条1567	東埼玉	941	28
50140	北本	埼玉県	北本市栄7	浦和	2,089	71
50143	わし宮	埼玉県	久喜市上内478	浦和	2,266	80
50144	大和新倉	埼玉県	和光市本町15-51	西埼玉	112	1
50146	こま川	埼玉県	日高市下鹿山494	西埼玉	1,900	77
50147	川口栄町第二	埼玉県	川口市栄町一丁目19-15	浦和	210	1
50149	川口前川町	埼玉県	川口市南前川2-15-2	浦和	75	1
50152	幸手	埼玉県	幸手市栄	東埼玉	2,852	81
50153	浦和白幡	埼玉県	さいたま市南区白幡四丁目13-24	浦和	337	2
50155	吉川	埼玉県	吉川市吉川団地	東埼玉	1,914	66
50156	みさと	埼玉県	三郷市彦成三丁目、四丁目	東埼玉	6,734	157
50157	入間黒須	埼玉県	入間市黒須1-12	西埼玉	204	1
50158	朝霞膝折	埼玉県	朝霞市膝折町2-9	西埼玉	412	3
50159	北坂戸	埼玉県	坂戸市溝端町、伊豆の山町、未広町	西埼玉	3,124	85
50164	久喜青葉	埼玉県	久喜市青葉一丁目	浦和	1,549	43
50167	狭山台	埼玉県	狭山市狭山台1、3	西埼玉	1,843	44
50170	朝霞浜崎	埼玉県	朝霞市朝志ヶ丘一丁目2	西埼玉	974	4
50173	鶴瀬市街地住宅	埼玉県	富士見市鶴瀬西2-8-2	西埼玉	27	1
50180	東坂戸	埼玉県	坂戸市東坂戸	西埼玉	1,411	37
50181	北大宮	埼玉県	さいたま市北区植竹町1-60-1	浦和	30	1
50182	川口芝園	埼玉県	川口市芝園3	浦和	2,454	8
50185	入間豊岡	埼玉県	入間市豊岡一丁目8	西埼玉	194	1
50191	所沢パークタウン駅前通り	埼玉県	所沢市並木三丁目1	西埼玉	842	11
50192	北坂戸駅前ハイツ	埼玉県	坂戸市薬師町1	西埼玉	124	2
50193	大宮公園駅前ハイツ	埼玉県	さいたま市大宮区寿能町一丁目31	浦和	127	4
50194	若葉駅前ハイツ	埼玉県	坂戸市千代田三丁目21	西埼玉	99	2
50195	久喜中央ハイツ	埼玉県	久喜市久喜中央一丁目9	浦和	200	5
50196	朝霞膝折第二	埼玉県	朝霞市膝折町二丁目8	西埼玉	96	2
50197	所沢パークタウン公園通り	埼玉県	所沢市並木二丁目3	西埼玉	360	6
50198	所沢パークタウン並木通り	埼玉県	所沢市並木八丁目1	西埼玉	778	6
50200	若葉台	埼玉県	鶴ヶ島市富士見三丁目	西埼玉	472	12
50201	春日部小淵	埼玉県	春日部市大字小淵493-1	東埼玉	230	10
50207	せんげん台パークタウン四番街	埼玉県	越谷市千間台西三丁目4	東埼玉	345	10
50208	パールハイム若葉	埼玉県	鶴ヶ島市富士見二丁目	西埼玉	100	3
50210	かわつるグリーンタウン新鶴	埼玉県	鶴ヶ島市南町二丁目1	西埼玉	309	10
50213	所沢パークタウン駅前プラザ	埼玉県	所沢市並木二丁目1	西埼玉	332	3
50214	パークシティ鴻巣駅前プラザ	埼玉県	鴻巣市赤見台二丁目2	浦和	385	15
50216	パークタウン若宮	埼玉県	桶川市若宮一丁目8	浦和	356	16
50218	せんげん台パークタウン三番街	埼玉県	越谷市千間台西三丁目3	東埼玉	395	15
50222	アーバンハイツ南前川	埼玉県	川口市南前川二丁目21-10	浦和	43	1
50223	三郷早稲田パークハイツ	埼玉県	三郷市早稲田七丁目	東埼玉	487	20
50228	エルハイツ未広	埼玉県	川口市未広三丁目6-12	浦和	50	1
50230	ペアハイツ越谷	埼玉県	越谷市赤山町五丁目7-47	東埼玉	156	2
50234	大宮大和田	埼玉県	さいたま市見沼区大和田町二丁目235	浦和	30	2

団地番号	団地名	都道府県	所在地	管轄住まいセンター	管理戸数	住棟数
50235	パークハイツ中青木	埼玉県	川口市中青木二丁目9-5	浦和	54	1
50236	かわつるグリーンタウン松ヶ丘	埼玉県	鶴ヶ島市松ヶ丘四丁目1	西埼玉	570	16
50239	入間駅前プラザ	埼玉県	入間市向陽台一丁目1-17	西埼玉	380	6
50242	浦和別所ハイツ	埼玉県	さいたま市南区別所二丁目38	浦和	203	7
50244	パークシティ鴻巣駅前プラザ第二	埼玉県	鴻巣市赤見台二丁目2	浦和	400	12
50245	南浦和第二	埼玉県	さいたま市南区南浦和三丁目49-53	浦和	59	1
50249	西上尾第二-2	埼玉県	上尾市小敷谷77-1-3-18	浦和	40	1
50252	南浦和第三	埼玉県	さいたま市南区南浦和三丁目	浦和	40	2
50253	うらわーイーストシティけやき街	埼玉県	さいたま市南区大谷口5413	浦和	324	12
50254	北坂戸駅前第二ハイツ	埼玉県	坂戸市芦山町1	西埼玉	82	1
50255	武蔵浦和駅前ハイツ	埼玉県	さいたま市南区別所七丁目1-33	浦和	94	1
50258	飯塚四丁目ハイツ	埼玉県	川口市飯塚四丁目4-31	浦和	30	1
50259	新座ハイツ	埼玉県	新座市新座3-6-13	西埼玉	50	1
50261	グリーンアベニュー谷塚	埼玉県	草加市谷塚町731-1	東埼玉	230	3
50272	西大和第二	埼玉県	和光市西大和団地4-10	西埼玉	84	1
50273	うらわーイーストシティかえで街	埼玉県	さいたま市緑区東浦和2-73-1	浦和	140	7
50279	アーバンみらい東大宮東一番街	埼玉県	さいたま市見沼区春野一丁目	浦和	520	19
50289	リブレ川口二番街	埼玉県	川口市川口三丁目3-1	浦和	213	1
50290	うらわーイーストシティひのき街	埼玉県	さいたま市南区大字大谷口5733	浦和	30	1
50294	パークシティ鴻巣駅前プラザ第三	埼玉県	鴻巣市赤見台一丁目	浦和	166	5
50297	武里第二	埼玉県	春日部市大字大枝89	東埼玉	100	3
50300	三郷早稲田パークハイツ第二	埼玉県	三郷市早稲田四丁目5-1	東埼玉	85	1
50303	ブラザシティ新所沢けやき通り	埼玉県	所沢市緑町一丁目	西埼玉	1,047	19
50304	アーバンハイツ飯塚三丁目	埼玉県	川口市飯塚三丁目2	浦和	154	2
50315	デュプレ西大和	埼玉県	和光市西大和団地6	西埼玉	67	5
50316	アーバンみらい東大宮西一番街	埼玉県	さいたま市見沼区春野二丁目4	浦和	195	6
50321	アクティ上福岡	埼玉県	ふじみ野市新田二丁目3-26	西埼玉	99	3
50323	アクティ川越	埼玉県	川越市三光町38-1	西埼玉	110	3
50327	アーバンハイツ与野	埼玉県	さいたま市中央区大字下落合1006	浦和	142	2
50332	ビュータワーおけがわ	埼玉県	桶川市若宮一丁目4-30	浦和	256	1
50347	アルビス鶴瀬	埼玉県	富士見市鶴瀬西二丁目7	西埼玉	384	7
50349	ブラザシティ新所沢緑町第二	埼玉県	所沢市緑町二丁目16	西埼玉	102	5
50369	コンフォール大宮植竹	埼玉県	さいたま市北区植竹町一丁目362	浦和	310	10
50371	コンフォール与野本町西	埼玉県	さいたま市中央区本町西四丁目17-25	浦和	101	1
50375	戸田	埼玉県	戸田市下前一丁目10	浦和	445	5
50377	コンフォール霞ヶ丘	埼玉県	ふじみ野市霞ヶ丘一丁目、三丁目	西埼玉	1,204	26
50384	川越いせはらりパーサイド武番街	埼玉県	川越市伊勢原町5-5-12	西埼玉	83	1
50385	ブラザシティ新所沢けやき通り第二	埼玉県	所沢市緑町四丁目	西埼玉	621	14
50386	コンフォール西本郷	埼玉県	さいたま市北区本郷町17-1	浦和	491	9
50388	ハーモネスタワー松原	埼玉県	草加市松原一丁目1-6	東埼玉	363	1
50389	コンフォール川口飯塚	埼玉県	川口市飯塚二丁目3-3	浦和	99	1
50390	かわつるグリーンタウン松ヶ丘第二	埼玉県	鶴ヶ島市松ヶ丘4-3	西埼玉	60	2
50391	コンフォール草加	埼玉県	草加市中央二丁目	東埼玉	549	8
50392	コンフォール若葉	埼玉県	鶴ヶ島市富士見一丁目14-3	西埼玉	90	1
50393	コンフォール南浦和	埼玉県	さいたま市南区南浦和三丁目	浦和	1,357	26
50394	アーバン大宮	埼玉県	さいたま市北区宮原町一丁目855-2	浦和	588	9
50395	ブラザシティ新所沢緑町第三	埼玉県	所沢市緑町二丁目	西埼玉	281	4
50398	リバビア川口青木	埼玉県	川口市青木四丁目21	浦和	230	2
50399	コンフォール本郷町	埼玉県	さいたま市北区本郷町971	浦和	138	1
50400	ブラザシティ新所沢けやき通り第三	埼玉県	所沢市緑町三丁目	西埼玉	271	5
50401	コンフォール東朝霞	埼玉県	朝霞市仲町2	西埼玉	485	6
50402	コンフォール東鳩ヶ谷	埼玉県	川口市桜町四丁目4	浦和	401	7
50403	コンフォール上野台	埼玉県	ふじみ野市上野台一丁目	西埼玉	1,042	20
50404	シティコート川口	埼玉県	川口市川口一丁目1-2	浦和	91	1
50405	ココネ上福岡	埼玉県	ふじみ野市霞ヶ丘一丁目2-12	西埼玉	237	1
50406	アーバンラフレ戸田	埼玉県	蕨市錦町1丁目12番40号	浦和	233	1
50407	コンフォール西鳩ヶ谷	埼玉県	川口市大字里958番地1号	浦和	105	2
50408	ブラザシティ新所沢駅前	埼玉県	所沢市緑町一丁目16-9	西埼玉	66	1
50409	コンフォール松原	埼玉県	草加市松原一丁目、二丁目	東埼玉	3,050	29
50410	コンフォール鶴瀬	埼玉県	富士見市鶴瀬西二丁目	西埼玉	617	8
50411	コンフォール領家	埼玉県	さいたま市浦和区領家六丁目11番	浦和	102	2
50412	コンフォール和光西大和	埼玉県	和光市広沢1番2、西大和団地	西埼玉	375	4
50413	コンフォール西浦和田島	埼玉県	さいたま市桜区田島六丁目1番4号	浦和	212	1
20075	南三条	北海道	札幌市中央区南3条西二丁目6	北海道	111	1
20105	あけぼの	北海道	札幌市南区真駒内曙町1-1	北海道	1,020	28
20159	大麻宮町	北海道	江別市大麻宮町4	北海道	420	15
20161	円山北町	北海道	札幌市中央区北6条西28丁目2外	北海道	140	4
20172	大麻園町	北海道	江別市大麻園町23外	北海道	446	20
20189	大麻中町	北海道	江別市大麻中町27外	北海道	110	11
20199	札幌菊水	北海道	札幌市白石区菊水5条一丁目8-14	北海道	91	1
20215	札幌琴似	北海道	札幌市西区琴似2条四丁目1-8	北海道	112	1
20222	五輪	北海道	札幌市南区真駒内緑町四丁目1	北海道	830	22
20223	札幌南三条第二	北海道	札幌市中央区南3条西八丁目7	北海道	112	1
20226	札幌北十二条	北海道	札幌市中央区北12条西23丁目1-2	北海道	72	1
20245	札幌北二十四条	北海道	札幌市北区北24条西六丁目1-7	北海道	170	1
20246	札幌本郷	北海道	札幌市白石区本郷通り三丁目北2	北海道	140	3

団地番号	団地名	都道府県	所在地	管轄住まいセンター	管理戸数	住棟数
20249	札幌琴似第二	北海道	札幌市西区琴似2条七丁目1-35	北海道	140	1
20257	札幌平岸	北海道	札幌市豊平区平岸6条10丁目1-58外	北海道	116	2
20274	東札幌六条	北海道	札幌市白石区東札幌6条三丁目1-1外	北海道	483	4
20279	北広島駅前	北海道	北広島市栄町1-2	北海道	140	2
20287	札幌北一条	北海道	札幌市中央区北1条西八丁目2	北海道	45	1
20305	澄川	北海道	札幌市南区澄川6条三丁目2-1外	北海道	310	6
20316	札幌北十一条	北海道	札幌市東区北11条東七丁目1	北海道	140	1
20317	北広島北進町	北海道	北広島市北進町2-1	北海道	290	9
20318	花川中央	北海道	石狩市花川北3条三丁目4	北海道	430	13
20326	札幌北十条	北海道	札幌市東区北10条東七丁目1外	北海道	91	2
20339	札幌狸小路	北海道	札幌市中央区南2条西10丁目1001	北海道	117	2
20340	菊水三条	北海道	札幌市白石区菊水3条五丁目2-1外	北海道	236	6
20351	北広島若葉町	北海道	北広島市若葉町二丁目1	北海道	200	9
20622	新木の花	北海道	札幌市豊平区平岸一条五丁目2外	北海道	421	9
計772団地					404, 357戸	8, 106棟

競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

令和８年７月 23 日付けで公示のありましたUR賃貸住宅状況確認等業務（東日本地区）に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと、並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

競争参加資格申告書 :

様式のとおり

以 上

(様式)

競 争 参 加 資 格 申 告 書

- 1 当機構東日本地区における令和7・8年度物品購入等に係る競争参加資格において、業種区分「役務提供」の認定を受けている登録番号について記載してください。

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

注) 有資格者名簿は機構 HP (<https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>) に掲載しているので、該当部分を印刷して添付してください。

申請中の場合は、紙申請であれば「受理票の写し」、電子メール申請であれば「申請時メール文出力」を添付してください。

- 2 都道府県公安委員会から受けている認定について記載してください。

〇〇県公安委員会認定証番号	認定証番号：第	号
---------------	---------	---

注) 認定証の写し（写真等）を添付してください。

- 3 業務責任者について記載してください。

所属・ 役職等	氏 名 (専従/非専従) (正規/非正規)	業務経験	
		イ 主な実績	ロ 経験年数
			年 ヶ月

注1) 社員証の写し等を添付してください。

注2) 当該者が当該業務に専従である場合は「専従」、専従でない場合は「非専従」と氏名欄に記載してください。

注3) 当該者が正規雇用者である場合は「正規」、正規雇用でない場合は「非正規」と氏名欄に記載してください。

注4) 当該者の主な業務経験（状況確認等業務に限る）について、サービス名をイにそれに係る経験年数をロに記載してください。

4 申請時点における警備員指導教育責任者について、記載してください。

氏 名 (専従/非専従) (正規/非正規)	資格者証の 交付日
	年 月 日
業務責任者との兼務の有無	有 ・ 無

注1) 当該者が当該業務に専従である場合は「専従」、専従でない場合は「非専従」と氏名欄に記入してください。

注2) 当該者が正規雇用者である場合は「正規」、正規雇用でない場合は「非正規」と氏名欄に記入してください。

注3) 都道府県公安委員会が交付する警備員指導教育責任者証書の写しを添付してください。

注4) 当該業務に係る実績を証する書類（代表的な契約書の写し等）を添付してください。

注5) 枠が足りないときは、適宜追加してください。

- 5 申請時点における警備員指導教育責任者の状況確認等業務と同様又は類似のサービスへの従事経験について、記載してください。

氏 名 (専従/非専従) (正規/非正規)		資格者証の 交付日
		年 月 日
業務経験		
サービス名	経験年数	業務実施期間
	年 ヶ月	年 月 ～ 年 月
	年 ヶ月	年 月 ～ 年 月
業務責任者との兼務の有無		有 ・ 無

注1) 当該者が当該業務に専従である場合は「専従」、専従でない場合は「非専従」と氏名欄に記入してください。

注2) 当該者が正規雇用者である場合は「正規」、正規雇用でない場合は「非正規」と氏名欄に記入してください。

注3) 都道府県公安委員会が交付する警備員指導教育責任者証書の写しを添付してください。

注4) 当該業務に係る実績を証する書類（代表的な契約書の写し等）を添付してください。

注5) 枠が足りないときは、適宜追加してください。

6 申請時点における業務従事者（予定配置担当者）の状況確認等業務と同様又は類似のサービスへの従事経験について、記載してください。

No.	担当 予定団地	氏名 (専従/非専従) (正規/非正規)	業務経験		業務実施期間
			サービス名	経験年数	
1				年 月	年 月 ～ 年 月
				年 月	年 月 ～ 年 月
2				年 月	年 月 ～ 年 月
				年 月	年 月 ～ 年 月
3				年 月	年 月 ～ 年 月
				年 月	年 月 ～ 年 月
4				年 月	年 月 ～ 年 月
				年 月	年 月 ～ 年 月
5				年 月	年 月 ～ 年 月
				年 月	年 月 ～ 年 月
6				年 月	年 月 ～ 年 月
				年 月	年 月 ～ 年 月

注1) 当該者が当該業務に専従である場合は「専従」、専従でない場合は「非専従」と氏名欄に記入してください。

注2) 当該者が正規雇用者である場合は「正規」、正規雇用でない場合は「非正規」と氏名欄に記入してください。

注3) 代表的な実績にはサービス名を記載してください。

注4) 当該業務に係る実績を証する書類（パンフレット、代表的な契約書の写し等）を添付してください。

注5) 枠が足りないときは、適宜追加してください。

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第１条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結するＵＲ賃貸住宅状況確認等業務（東日本地区）の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第２条 競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

２ 入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

３ 入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

４ 前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。

５ 入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

６ 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

７ 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならない。入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第２条の２ 入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

２ 入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札又は見積り執行前にあっては、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

3 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第3条 入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札又は見積りの取りやめ等）

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書又は見積書の引換の禁止）

第5条 入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札又は見積りの無効）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三 入札又は見積金額の記載を訂正したとき。

四 入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。（押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき。）

五 再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。

六 1人で同時に2通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。

七 明らかに連合によると認められるとき。

八 第2条第7項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

(開札等)

第7条 開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終った後直ちに入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

2 見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

(落札者の決定)

第8条 競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

2 見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

(再度の入札又は見積り)

第9条 開札又は見積りの結果、落札者がいないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

2 前項の再度の入札又は見積りは、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者等の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(契約内容説明)

第12条 理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

(契約書等の提出)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書又は請書を提出しな

ければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。
(異議の申立)

第14条 入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

入札に係る提出書類について

入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。

- 一 代表者本人が入札される場合：名刺など本人を確認できる書類を提出してください。
- 二 代理人の方が入札される場合：委任状及び名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した身分証明証（自動車運転免許証、監理技術者資格者証など）で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以 上

(※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須)

私は を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の発注する「UR賃貸住宅状況確認等業務(東日本地区)」に関し、下記の権限を委任します。

(※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可)

委任状

私は を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の発注する「UR賃貸住宅状況確認等業務(東日本地区)」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する件

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

(受任者) 住 所
商号又は名称
氏 名

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

(委任者)

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者 (会社名・部署名・氏名):

連絡先（電話番号） 1 :

連絡先（電話番号） 2 :

(受任者)

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先（電話番号） 1 :

連絡先（電話番号） 2 :

注1 年間委任状を提出している場合は、年間受任者から「復代理人」への委任とすること。

2 委任事項は、明確に記載すること。

3 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。

4 本件責任者、担当者及び連絡先の記載がない場合、委任状は無効となる。

5 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

記載例

年間委任状

独立行政法人都市再生機構 御中

宛先は機構宛
本部長名等は記載しなくても良い

(委任者) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

商号又は名称 ○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○ 印

実印（既に使用印鑑届を提出している場合は使用印）

(受任者) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

商号又は名称 ○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○ 印

代理人（受任者）使用印

私は上記の者を代理人として定め、独立行政法人都市再生機構の発注する、
〔建設工事、建設コンサルタント等業務、物品役務〕に関し、下記の通り権限を委任します。

1 委任対象

次の独立行政法人都市再生機構の本部等が発注する契約

〔本社、東日本都市再生本部、東日本賃貸住宅本部〕

委任状を提出したい種別に○を付ける
(複数選択可)

2 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する件
- (2) 契約の締結及び履行に関する件
- (3) 契約代金の請求及び受領に関する件
- (4) 復代理人の選任に関する件
- (5) 契約保証に関する件
- (6) 共同企業体に関する件
- (7) その他契約に関する一切の件

委任状を提出したい本部等名に○を付ける
(複数選択可)

3 委任期間

令和 年 月 日 から 令和9年3月31日 まで

代理人（受任者）
使用印鑑

注1 一度提出すれば、競争参加資格の認定期間中は有効である。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。

注2 提出先は委任対象としたいいずれか1本部等に提出すること（重複提出の必要はない）。郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

注3 出先事務所での入札において、年間委任を行う場合は、出先事務所ごとに作成し提出すること。

注4 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。

入札書及び封筒 ※入札額(税抜)は、内訳書に記載された総額(税抜)と一致すること。

入 札 書

金

円也 (税抜)

ただし、UR賃貸住宅状況確認等業務(東日本地区)

上記の金額で上記の業務等を請け負いたく、契約書案、入札及び見積心得書(物品購入等)及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印 ※1

代理人氏名

印 ※1

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

※入札書は内訳書と一緒に同封すること。

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担 当 者(会社名・部署名・氏名):

※2 連絡先(電話番号) 1:

連絡先(電話番号) 2:

- ※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合には、押印は不要です。
押印する場合には、本件責任者及び担当者の記載は不要です。この場合、「使用印鑑届」又は「年間委任状」の提出が必要です。また、代理人又は復代理人に委任をする場合は、「委任状(押印する場合)」を使用すること。
- ※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(封筒見本)

表

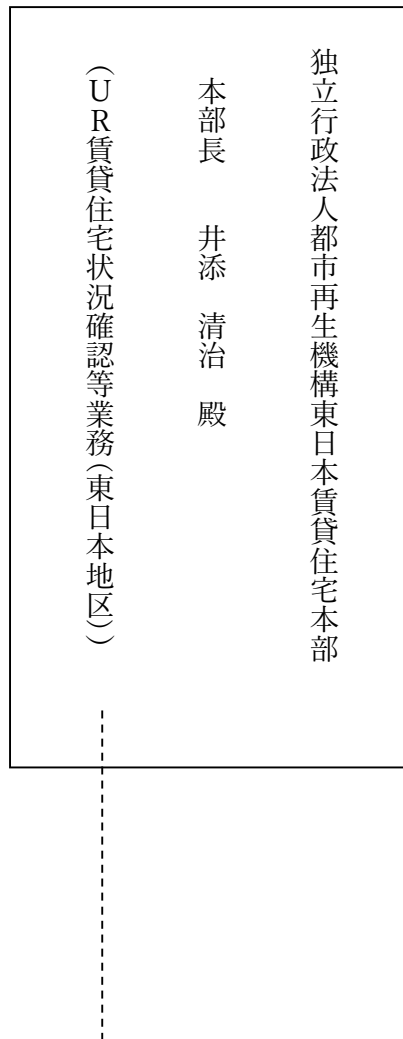


Diagram of the front of an envelope. The text is arranged vertically from right to left. At the top right is '独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部'. Below it is '本部長 井添 清治 殿'. At the bottom left is '(UR賃貸住宅状況確認等業務(東日本地区))'. A dashed line extends from the bottom center of the envelope.

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

(UR賃貸住宅状況確認等業務(東日本地区))

裏

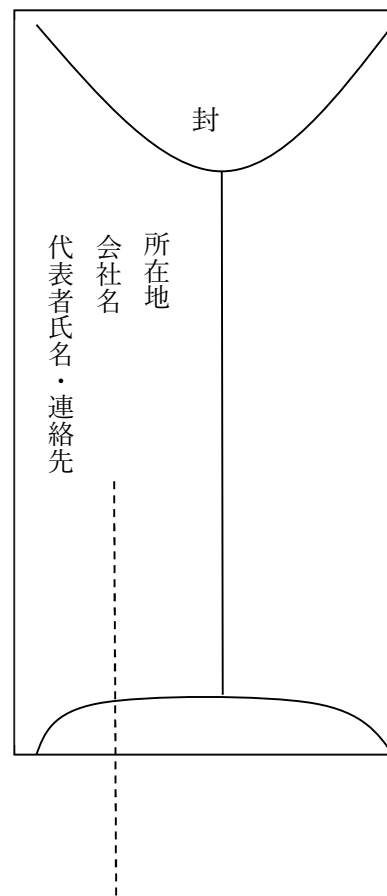


Diagram of the back of an envelope. The text is arranged vertically from right to left. At the top center is '封'. Below it is '所在地'. Below that is '会社名'. At the bottom left is '代表者氏名・連絡先'. A dashed line extends from the bottom center of the envelope.

封

所在地

会社名

代表者氏名・連絡先

委任している場合は、代理人の氏名

入札書の押印を省略する場合は、「(押印省略)」と朱書き

※入札書・内訳書以外は同封しないこと

入札書に押印する場合の提出書類について

- 1 代表者が押印した委任状・入札書を提出される場合及び契約締結される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です（最長2年間）。）
また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です（最長2年間）。）
また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

以 上

業 務 委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 UR賃貸住宅状況確認等業務（東日本地区）
- 2 履 行 場 所 仕様書のとおり
- 3 履 行 期 間 令和８年10月１日から
 令和９年９月30日まで
- 4 業 務 委 託 料 金 円
 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）
- 5 支払条件 部分払11回及び完成払

上記の業務について、委託者と受託者は、次の条項により業務委託契約を締結する。

この契約の証として本書２通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自１通を保有する。
（ただし、電磁的記録については、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が契約内容の合意後電子署名を施し、各自その電子署名が施された電磁的記録を保管するものとする。）。

年 月 日

委託者 住 所 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
氏 名 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
 本部長 井添 清治 印

受託者 住 所
氏 名 印

（総則）

第１条 委託者及び受託者は、頭書の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、これを履行しなければならない。

２ 受託者は、業務を頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

（善良な管理者の注意義務）

第２条 受託者は、委託者の指示に従い、善良な管理者の注意をもって、業務を処理しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第３条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継してはならない。
ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第4条 受託者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(業務実施体制)

第5条 受託者は、業務を処理するに当たり、当該業務の実施体制（以下「業務実施体制」という。）を定め、書面（様式任意）により委託者に通知するものとし、全部又は一部について変更があった場合も同様とする。

(委託業務責任者等)

第6条 受託者は、委託業務責任者、警備員指導教育責任者及び業務従事者を定め、書面（様式任意）により委託者に届け出て承認を受けるものとし、全部又は一部について変更があった場合も同様とする。

2 委託業務責任者は、委託者の指示に従い、業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

(指示者)

第7条 委託者は、業務の履行について、打合せ、指示等を行う指示者を定め、これを受託者に通知するものとする。

(履行報告)

第8条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者の業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

2 委託者は、前項の規定による調査又は報告の結果、必要があると認めるときは、受託者に対して適当な措置をとるべきことを指示することができる。

(諸費用)

第9条 受託者は、業務を実施するために必要となる備品、消耗品等を自らの費用負担により調達するものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受託者に通知し、仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更することができ、それにより必要な費用を委託者が負担しなければならない。

2 前項の履行期間又は業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(業務の中止)

第11条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼした

ときは必要な費用を負担しなければならない。この場合における負担額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(損害の負担)

第12条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は受託者が負担するものとする。ただし、委託者の責めに帰する理由による場合の損害については、委託者が負担するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(完了の確認)

第13条 受託者は、当日における業務の履行後、委託者の翌営業日までに様式1「状況確認チェックシート」を委託者からUR賃貸住宅の管理業務を受託している者（以下「委託者の業務受託者」という。）に電子メール（PDF (Portable Document Format) ファイルを添付）により提出しなければならない。

2 受託者は、当月における業務の履行後、翌月5日までに様式2「状況確認月報」を委託者及び委託者の業務受託者に書面により提出し、委託者の確認を受けなければならない。

3 委託者は、前項の確認（以下「検収」という。）を同項の規定による提出を受けた日から起算して10日以内に行うものとする。

4 検収に合格した日をもって、第2項の業務は完了したものとする。

(業務委託料の計算)

第14条 履行期間に、1か月未満の端数が生じたときの業務委託料は1か月分を30日として、日割計算した額とし、その日割計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

(業務委託料の支払い)

第15条 業務委託料は、頭書4に掲げるとおりとする。

2 受託者は、第13条第3項に規定する検収に合格したときは、別紙「支払予定表」記載の業務委託料について、業務委託料の支払いを請求することができる。

3 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を受託者に支払わなければならない。

(委託者の任意解除権)

第16条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第18条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(委託者の催告による解除権)

第17条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一 第3条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期間内に又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

四 前各号のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第18条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第3条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二 受託者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四 契約の業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

六 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

七 第20条又は第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

八 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、

受託者がこれに従わなかったとき。

九 第23条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 第17条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第20条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第21条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第10条の規定により業務内容を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。

二 第11条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 第20条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(委託者の損害賠償請求等)

第23条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 履行期間内に業務を完了することができないとき。

二 第17条又は第18条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第17条又は第18条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

二 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225

号)の規定により選任された再生債務者等

- 4 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料につき、遅延日数に応じ、年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第23条の2 受託者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体(以下「受託者等」という。))に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受託者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

(受託者の損害賠償請求等)

第24条 委託者の責めに帰すべき理由により、第15条第3項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合には、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第25条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数に応じ年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（契約終了に伴う引継ぎの実施等）

第26条 受託者は、この契約の終了に当たっては、委託者又は委託者の指定する新たな業務受託者への業務の引継ぎを実施するものとする。委託者の指定する新たな業務受託者への業務の引継ぎを実施する場合において、委託者は、業務の引継ぎに立会うものとする。

2 前項に規定する引継ぎ等は、原則として、履行期間内に実施するものとする。ただし、この契約の終了後、委託者が必要と認めて問い合わせたときは、これに応じるものとする。

（秘密の保持）

第27条 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（管轄裁判所）

第28条 この契約及びこの契約に関連して委託者と受託者との間において締結された契約、覚書等に関して、委託者と受託者との間に紛争を生じたときは、頭書の委託者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（適用法令）

第29条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

（補則）

第30条 この契約においては、民法（明治29年法律第89号）第649条、第650条及び第651条の規定は適用しないものとする。

（契約外の事項）

第31条 この契約について定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

別紙

支 払 予 定 表

回数	履行期間	予定金額（円）	備考
1 回	令和 8 年 10 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日まで		
2 回	令和 8 年 11 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで		
3 回	令和 8 年 12 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで		
4 回	令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで		
5 回	令和 9 年 2 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日まで		
6 回	令和 9 年 3 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで		
7 回	令和 9 年 4 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日まで		
8 回	令和 9 年 5 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日まで		
9 回	令和 9 年 6 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日まで		
10 回	令和 9 年 7 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日まで		
11 回	令和 9 年 8 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日まで		
12 回	令和 9 年 9 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで		
計			

様式1

状況確認チェックシート

住戸番号等	団地	街区	号棟	号室
利用者	様			

確認内容	確認欄
呼出し又は呼びかけに対する応答がある	
呼出し又は呼びかけに対する応答がない（※）	

※ 救急もしくは救助の要請がある又は明らかな異状が認められる場合は、消防への救急又は救助の要請（119番通報）等を行います。

確認日	確認者

メモ

状況確認等業務月報

令和 年 月分

業務責任者

(件)

	住まいセンターなど	状況確認結果			合計
		居住者の 応答あり	居住者の救急又は救助を 求める声が聞こえた	居住者の 応答なし	
1	東京東				
2	北多摩				
3	東京北				
4	南多摩				
5	東京南				
6	城北				
7	北海道				
8	千葉				
9	千葉西				
10	千葉北				
11	横浜				
12	神奈川西				
13	横浜南				
14	東埼玉				
15	浦和				
16	西埼玉				
計					

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結したUR賃貸住宅状況確認等業務（東日本地区）の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

一 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）

二 その他、通常公表されていない情報
（個人情報等の取扱い）

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式1）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（安全管理のための措置）

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第6条 受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

（複写等の禁止）

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記

録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の制限等）

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。

（返還等）

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。この場合において、受注者は、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等し、発注者は、消去又は廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

（事故等の報告）

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（管理状況の報告等）

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査（実地検査を含む。以下同じ。）することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

（取扱手順書）

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契

約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する（ただし、電磁的記録については、本特約条項の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が特約条項内容の合意後電子署名を施し、各自その電子署名が施された電磁的記録を保管するものとする。）。

令和 年 月 日

発注者	住所	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号	
		独立行政法人都市再生機構東日本住宅本部	
	氏名	本部長 井添 清治	印

受注者	住所		
	氏名		印

(別添)

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

① データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持出し等の手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等する。

8 個人情報等が登録された通信端末の使用について

発注者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール(添付されたファイルを含む。)及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10 その他留意事項

独立行政法人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第5章の規律に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第66条第2項において、『行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本規律の適用対象**となる。

したがって、本規律に違反した場合には、第176条及び第180条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

令和 年 月 日

株式会社*****
代表取締役 ***** 印 ※1

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：UR賃貸住宅状況確認等業務(東日本地区)

1 取扱責任者及び取扱者

	部署 役職	氏名	取扱う範囲等
取扱責任者	〇〇部△△課 課長		
取扱者	〇〇部△△課 係長		*****地区に係る～～～
	〇〇部△△課 主任		*****地区に係る～～～
	〇〇部△△課		*****地区に係る～～～

2 管理及び実施体制図

(様式任意)

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担 当 者(会社名・部署名・氏名):

※2 連絡先(電話番号) 1 :

連絡先(電話番号) 2 :

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

東日本住宅本部 本部長 井添 清治 殿

株式会社*****

代表取締役 ** ** 印 ※1

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：UR賃貸住宅状況確認等業務（東日本地区）

記

- 1 確認日 令和 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○
- 3 確認結果 別紙のとおり

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

以 上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
1 管理及び実施体制		
令和 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2 秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3 安全管理措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
② データを保存するP C及び通信端末やU S Bメモリ、外付けハードディスクドライブ、C D－R、D V D－R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④ ②に記載するP C及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送		

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
付している。		
F A Xについては、原則として禁止しており、やむを得ずF A X送信する場合は、次の手順を厳守している。 ④ ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		
⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
⑥ 添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
4 収集の制限		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
5 利用及び提供の禁止		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
6 複写又は複製の禁止		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
7 再委託の制限等		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社である場合も含む。）し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		
8 返還等		

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		
② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等している。		
9 通信端末の使用		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10 事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
11 取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12 その他報告事項		
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	－

* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

UR賃貸住宅状況確認等業務（東日本地区）
△△・□□共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 独立行政法人都市再生機構が発注するUR賃貸住宅状況確認等業務（東日本地区）（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。）
- 二 前号に附帯する業務

（名称）

第2条 当共同企業体は、UR賃貸住宅状況確認等業務（東日本地区）△△・□□共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、当業務の契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することはできない。

- 2 当業務を受注できなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 △△株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 □□株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、△△株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、当業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務）

第8条 各構成員の当業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇の〇〇業務 △△株式会社
〇〇の〇〇業務 □□株式会社

- 2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、当業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 当業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を逃れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が当業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同企業体に参加させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合に対する構成員の責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当業務につき引き渡された目的物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社他〇社は、上記のとおり当業務共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

△△株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印
□□株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印

競争参加者の資格に関する揭示（共同企業体向け）

UR 賃貸住宅状況確認等業務（東日本地区）に係る共同企業体としての競争参加者の資格（以下「共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり揭示する。

令和 8 年 7 月 23 日

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治

1 業務概要

- (1) 業務名 UR 賃貸住宅状況確認等業務（東日本地区）
- (2) 業務実施期間及び業務実施場所
業務実施期間 令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで
業務実施場所 東日本地区に存する UR 賃貸住宅（一部を除く。）
- (3) 業務実施内容
東日本地区に存する UR 賃貸住宅の住戸において状況確認等を行う。

2 申請の時期

令和 8 年 7 月 23 日から令和 8 年 8 月 19 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法
別紙様式「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、令和 8 年 7 月 23 日から UR 賃貸住宅状況確認等業務（東日本地区）において共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。
交付場所： 当機構ホームページからダウンロードすること
- (2) 申請書の提出方法
申請者は、申請書に UR 賃貸住宅状況確認等業務（東日本地区）共同企業体協定書（以下「共同企業体協定書」という。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
提出場所： 〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号
新宿アイランドタワー 16 階
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
ストック活用・再生室 スtock活用課
電話 03-5323-3706

4 共同企業体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同企業体については、共同企業体として

の資格がないと認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 当機構東日本賃貸住宅本部における令和7・8年度物品購入等に係る競争参加資格を有する者で、業種区分「役務提供」の認定を受けていること。
- ② 東日本賃貸住宅本部長から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 業務形態

- ① 構成員の業務分担が、業務の内容により、共同企業体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、共同企業体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同企業体協定書において明らかであること。

5 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体の取扱い

4(1)①の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同企業体としての資格が認定されるためには、4(1)①の認定を受けていない構成員が4(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4(1)①の認定を受けていない構成員が、開札の時までに4(1)①の認定を受けていないときは、共同企業体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

共同企業体としての資格の有効期間は、共同企業体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

共同企業体の名称は「UR賃貸住宅状況確認等業務(東日本地区)△△・××共同企業体」とする。

以 上

別紙様式

競争参加資格審査申請書

貴本部等で行われるUR賃貸住宅状況確認等業務（東日本地区）に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

認定等を受けている事業

（会社名）

登録事業名	登録番号	登録事業名	登録番号
	第 号		第 号

認定等を受けている事業

（会社名）

登録事業名	登録番号	登録事業名	登録番号
	第 号		第 号

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 殿

共同企業体名 UR賃貸住宅状況確認等業務（東日本地区）△△・□□共同企業体

（代表者） 住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

担当者氏名

電 話

F A X

（構成員） 住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

(機構→申請者へ)

競争参加資格認定通知書

業務名 UR賃貸住宅状況確認等業務（東日本地区）

郵便番号

住所

宛 名

代表者 殿

登録番号 受付番号

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 印

さきに申請のあった標記の資格について、次のとおり資格があることを認定しましたので、通知します。

業種区分	
------	--

有効期限 認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

なお、この通知書受領後に競争参加資格審査申請書の記載事項又は営業所の変更があった場合若しくは合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出てください。

(機構→申請者へ)

競争参加資格認定通知書

業務名 UR賃貸住宅状況確認等業務（東日本地区）

郵便番号

住所

宛 名

代表者 殿

登録番号 受付番号

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 印

さきに申請のあった標記の資格について、次の業種区分については資格がないと認定しましたので、通知します。

業種区分	
------	--